

1. 平成9年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策

付録1は、平成9年5月に刊行
されたものです。

平成9年度において豊かな環境の保全
及び創造に関して講じようとする施策

目 次

第2章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進	353
第1節 総合的・計画的な施策推進	353
第1 諸施策の相互連携	353
第2 各種計画との連携	353
第3 多様な施策手法の活用	354
第2節 事業活動における環境への配慮	354
第1 規制的手法の活用	354
第2 環境影響評価の推進	354
第3 自主的な環境管理の促進	354
第4 経済的手法による環境負荷の低減	354
第3節 自主的な活動の促進	355
第1 環境教育・学習の推進	355
第2 自主的な活動の支援	355
第4節 環境情報の活用	356
第1 環境モニタリングの充実	356
第2 環境情報システムの整備	356
第3 環境情報の提供	356
第5節 調査研究の推進	356
第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現	357
第1節 自動車公害の防止	357
第1 自動車排出ガス対策	357
第2 自動車騒音対策	359
第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進	360
第1 廃棄物の発生抑制	360
第2 適正なリサイクルの推進	360
第3 廃棄物の適正な処理の推進	361
第4 適正管理のための基盤づくり	361
第3節 大気環境の保全	362
第1 排出の抑制	362
第2 環境監視	363
第4節 水環境の保全	363
第1 発生源対策	363
第2 水の浄化	364
第3 水循環機能の確保	365
第4 環境監視	365
第5節 地盤環境の保全	365
第1 未然防止	365
第2 地盤環境の回復	366
第3 環境監視	366
第6節 騒音・振動の防止	366
第1 固定発生源対策	366
第2 移動発生源対策	366

第7節 環境保健対策等の推進	367
第1 公害に係る健康被害の救済と予防	367
第2 公害等の苦情及び紛争の処理	367
第3 事業者における公害防止対策の促進	367
第4 化学物質の包括的対応	368
第5 災害時における生活環境の保全	368
第3章 自然と共生する豊かな環境の創造	369
第1節 生態系の多様性の確保	369
第1 野生動植物の種の多様性の保全	369
第2 野生動植物の生息・生育空間の確保	369
第2節 貴重な自然環境の保全・回復・活用	370
第1 貴重な自然の保全	370
第2 森林環境の保全・整備	370
第3 地域緑地の保全	371
第4 農空間の保全と活用	371
第5 水辺環境の保全と活用	371
第3節 自然とふれあう場と機会づくり	372
第1 自然公園の整備・管理	372
第2 森林とのふれあいの場と機会づくり	373
第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり	373
第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進	374
第1 推進体制の整備	374
第2 自主的な活動の促進	374
第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造	375
第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成	375
第1 緑豊かなまちづくり	375
第2 水辺環境の整備	376
第3 ゆとりある空間の確保	376
第2節 美しい景観の形成	377
第1 適切な誘導・規制	377
第3 景観づくり活動等の促進	377
第3節 歴史的文化的環境の形成	378
第1 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり	378
第2 開かれた歴史的文化的環境づくり	378
第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造	379
第1節 地球環境保全に資する取組の推進	379
第1 協働による行動の推進	379
第2 地球環境問題への取組	380
第3 開発途上国等に対する環境協力の推進	380
第4 地球環境に関する調査研究の推進	381
第2節 環境に優しい地域づくり	381
第1 循環型社会へ向けた取組	381
第2 基盤の整備	382

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

本年12月に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議」(COP3)が予定されるなど、地球規模の環境問題とその取組が注目されている。この時期にあわせて、「地球温暖化防止」を共通のテーマとして、地球規模で考え足元から行動する取組を、府の機関相互の連携をはじめ、あらゆる主体が協働して推進する。

広範な環境問題に共通した対応を行うため、「大阪府環境行政推進会議」の場等を活用し、本年度策定予定の第6次大阪地域公害防止計画など府の各種の計画と環境総合計画との調整を図り、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進する。

事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、規制的手法の活用に加えて、国の法制化の動向を踏まえ、環境影響評価制度の条例化の検討などの施策を推進するとともに、平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画」に基づき、環境推進員の設置やグリーン購入等の取組により府の各事業に伴う環境への負荷の低減を進める。

また、府民・事業者それぞれが環境とのかかわりを深く認識し、自主的な活動が促進されるよう、「豊かな環境づくり大阪府民会議」を通じ、活動への助成に加え、新たにインターネット等を活用した情報交流の推進など環境情報の整備・提供を行う。

さらに、環境総合計画の推進に向けた調査研究として、引き続き環境汚染による健康被害や環境への負荷の低減技術等に関する調査研究を行うとともに、新たに都市廃棄物の再資源化利用技術の調査研究を行う。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

① 環境基本条例等の施行・推進

■ 環境基本条例の推進

人の心がかよあい豊かな環境の保全と創造に向けて、「大阪府環境基本条例」(平成6年3月制定)に基づき、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境に係る環境施策を総合的・計画的に推進する。

■ 生活環境の保全等に関する条例の推進

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより、人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(平成6年3月制定)に基づき、公害の防止に関する規制の措置や生活環境の保全に関する施策などを推進する。

■ 自然環境保全条例の推進

多様性のある豊かな緑の創出や野生動物植物の生息への配慮などの新たな施策の方向を盛り込み改正した「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進する。

② 環境総合計画等の推進

■ 環境総合計画の推進

「豊かな環境都市・大阪」の実現を長期的な目標とする「大阪府環境総合計画」(平成8年3月策定)の運行管理を行い、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合かつ計画的に推進する。

■ みどりの大阪21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の実現」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」(平成8年2月策定)に基づき、府、市町村、事業者、府民がそれぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら本プランの推進に努める。

③ 環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

■ 環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進(新規)

府が、事業者・消費者としての立場から、あらゆる事務事業に環境への配慮を徹底することをめざして平成9年3月に策定した「環境にやさしい大阪府庁行動計画」(府庁エコアクションプラン)に基づき、新たに環境推進員を設置して、省エネルギーやリサイクルなどの取組を推進するとともに、庁内環境負荷状況調査などにより計画の点検を行う。

また、同計画に基づき、平成9年度から府の指定用品中の事務用品をエコ製品に一部切り替えるなどグリーン購入を推進する。

④ 府の機関相互の連携による施策推進

■ 大阪府環境行政推進会議の活用

府の環境に関する重要な方針決定や意見交換等を行う場として設置した「大阪府環境行政推進会議」の円滑な運営により、庁内機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図る。

⑤ 府民等との協働による施策推進

■ 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

府民、事業者、市町村等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、毎年「豊かな環境づくり大阪府民会議」地球環境を守る大阪府民のローカルアクション21」を策定し、これに基づきそれぞれの立場で実践活動を積極的に展開する。

第2 各種計画との連携

① 各種計画との調整・連携

■ 環境総合計画と各種計画との調整・連携(一部新規)

大阪地域公害防止計画等府における他の計画の策定あるいは種々の計画に基づく施策の展開に当たっては、「大阪府環境行政推進会議」等を活用して、環境総合計画の基本方向と調整・連携を図り、豊かな環境の保全と創造に努める。

また、第6次「大阪地域域公害防止計画」（目標年次：平成13年度）の策定を行い、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「公害財特法」という）の適用を受ける事業を中心とした各種の公害対策事業及び公害関連事業の円滑な推進を図る。

第3 多様な施策手法の活用

事業活動に対する規制的手法を活用するほか、自主的な環境管理、経済的手段による誘導的手法、環境教育など多様な施策手法を適切に組み合わせる。

第2節 事業活動における環境への配慮

第1 規制的手法の活用

①規制の措置

■公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導
「大阪府生活環境の保全等に関する条例」等に基づき工場・事業場に対して公害の防止に関する規制・指導を行う。

■「大阪府屋外広告物条例」に基づき、美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、適正な屋外広告物の掲出がなされるよう規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。

■公害財特法に基づき下水道事業・一般廃棄物処理施設等を整備する市町村に対して、市町村施設整備資金を貸付ける。

■「文化財保護条例」に基づき指定された史跡、名勝等の保護を図るほか、開発地における文化財の保護を図る。

第2 環境影響評価の推進

①環境影響評価の推進

■環境影響評価要綱の運用

「大阪府環境影響評価要綱」に規定する対象事業について事業者が実施する環境影響評価に関し、関係住民、関係住民、関係市町村及び学識経験者等の意見を踏まえて、必要な指導・助言を行う。また、環境影響評価に必要な情報を体系的に整備し、提供するとともに、審査に必要なデータの収集・解析、予測方法等の技術的事項に関する調査検討を行う。

■環境影響評価制度の充実

環境影響評価制度について、国の法制化の動向を踏まえ、手続面・制度面の見直しを含め条例化の検討を進める。

②環境監視の実施

■関西国際空港環境監視機構の運営

知事と9市4町の長により構成する「関西国際空港環境監視機構」において関西国際空港の運用及び空港関連事業に係る環境監視データ等を収集・検討し、必要に応じた対策等を要請・勧告する。

■大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府環境保全協議会の運営

大阪湾圏域広域処理場整備事業に係る大阪府環境保全協議会の運営について、「大阪府圏域環境保全協議会」において大阪湾広域臨海環境整備センターを指導する。

第3 自主的な環境管理の促進

①自主的な環境管理の促進

■環境総括責任者の設置促進

事業者の組織する団体と連携し、国内外の動向や府域の実態を踏まえ、技術的な情報を提供するなどにより環境総括責任者の設置を促進する。

■自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供

国際標準化機構（ISO）、日本工業規格（JIS）において、平成8年に環境マネージメントシステム、環境監査が規格化されたことをうけて、取組が進んでいない中小企業を中心に情報提供を行う。

■エコビジネスの効果的な推進方策の調査検討

グリーン購入の推進など、エコビジネスの効果的な推進方策について調査検討する。

第4 経済的手法による環境負荷の低減

①経済的負担

■経済的負担に関する調査検討

製品・サービスの価格に環境保全の費用を適切に反映させるなど、都市・生活型公害の防止、廃棄物の抑制、二酸化炭素排出抑制など環境負荷の軽減につながる誘導方策について、調査検討を進める。

②経済的助成

■中小企業に対する公害防止資金の融資制度

公害を防止するために必要な処理施設の設定、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に対して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■中小企業に対する低公害車購入資金特別融資制度

中小企業者が窒素酸化物排出量の少ない低公害な自動車に乗り換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■低公害車普及促進の優遇税制（一部新規）

低公害車の普及を促進するための優遇税制を適用する。

第3節 自主的な活動の促進

第1 環境教育・学習の推進

- ① 学校における環境教育の推進
 - 授業、クラブ活動などでの環境教育への取組
 - 環境を大切に、よりよい環境づくりや環境保全に配慮した望ましい行動がとれる人間を育成するため、学校指導要領の趣旨に基づき、環境教育が推進されるよう指導する。また、「環境教育の手引き（環境にやさしい暮らしと社会を求めて）」の活用を図るよう指導する。
 - 教員向け手引書等の指導書の開発・作成・提供
 - 教員向け手引書を活用するよう府立学校及び市町村教育委員会を指導する。
 - 教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施
 - 環境教育の基本理念、環境問題の現状と課題、実践のための実験・実習等を中心とした教員研修を行う。
- ② 社会における自主的な環境学習への支援
 - 地域や職場における環境学習リーダーの養成
 - 地域における環境保全活動のリーダー的役割を果たす人材を養成する「環境セミナー」を実施する。
 - 環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修の実施
 - 市町村が住民を対象として行う事業を支援する地域環境保全活動推進事業などにより、環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修を実施する。
 - 家庭、地域、職場など各分野の特性に応じた環境学習・実践活動プログラム、視聴覚教材等の開発・作成・提供
 - 地域における環境教育（学習）を推進するため、小学校での特別活動の際、参考となる教材として「環境学習ハンドブック」（概要版）の作成、提供を行う。
 - 社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用
 - 社会教育テレビ番組「現代を生きる」の中で、自然保護、環境保全など環境問題に関する内容の番組を作成し、情報提供や実践活動へのきっかけづくりを行う。
 - 啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供
 - 6月の環境月間を中心に、府及び市町村が実施する啓発事業等で使用する啓発資材として「再生紙ノート」の作成、配付を行う。
 - 府民を対象とした環境啓発リーフレットを作成し、身近な環境問題について、広く普及啓発を行う。
 - 自主的な環境学習や実践活動に対する指導や助言を行う講師の派遣
 - 自主的な環境学習や実践活動に対する指導や助言を行う「環境アドバイザー制度」（仮称）の検討を行う。
 - 実践的環境学習のできる場の確保
 - 府民が環境学習をより効果的に実施するために役立つ情報の提供の場として「大阪府環境情報コーナー」の活用を行う。

■ 実践活動、施設、人材等の情報の収集・提供

- 「大阪府環境情報コーナー」に設けているパソコン等を活用し、環境教育、啓発活動の実践事例や施設情報の情報提供を行う。
- 各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進
- 「エコライフ・フェスティバル'97」を開催するほか、6月の環境月間をはじめ、各種行事において環境に関するイベント等を実施する。
- 家庭、学校、地域、職場などそれぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進
- 家庭、学校、地域、職場などそれぞれの社会分野における環境教育・学習、実践活動の相互連携の強化促進を図る。
- 効果的な環境教育手法等に関する調査研究
- トンボ池を題材に、ピオトープ空間を利用した都市部での環境の創造や、環境教育による啓発手法の調査研究を行う。

③ 推進体制づくり

- 市町村環境教育推進会議の運営
- 府及び市町村の環境教育担当者による情報交換の場として、市町村環境教育推進会議を開催する。
- 豊かな環境づくり大阪府民会議の活用
- 「豊かな環境づくり大阪府民会議」の構成団体等が行う自主的な環境学習事業に対し、「民間団体環境保全活動助成事業」により助成するとともに、新たにインターネット上に「かんきょう交流ルーム」を開設し、環境に関する情報交流を促進する。
- 大阪府環境行政推進会議の活用
- 「大阪府環境行政推進会議」の場を活用して、情報交換や意見交換を行うなど府における環境教育（学習）関連施策を総合的、体系的に推進する。

第2 自主的な活動の支援

① 推進体制の整備

- 豊かな環境づくり大阪府民会議の運営
- 「豊かな環境づくり大阪府民会議」に基づき、府民、事業者の自主的な環境保全活動を奨励するため、平成9年3月に創設した「おおさか環境費」の授与式を開催するとともに、企画内容が創造的で他の団体を先導することが期待される活動に対し、奨励金を交付する。

② 活動基盤の充実

- 大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実
- 「大阪府環境保全基金」を運営し、環境教育・府民啓発の推進、地域環境保全活動の支援など府民の自主的な環境保全活動を促進する。
- 「大阪府みどりの基金」を運営し、民間施設の緑化に対する助成支援を行うほか、市街地の優良な施設緑化を表彰する。また、(財)大阪みどりのトラスト協会の活動に

第3 環境情報の提供

- 対して助成を行う。
- 環境保全活動指導者のネットワークづくり
環境保全活動指導者相互の情報交流や協力を図るネットワークづくりを進める。
- 奨励制度の充実
企画内容が創造的で他の団体を先導することが期待される豊かな環境づくりに向けた活動に対し、環境保全基金を活用し、奨励金を交付する。
- 環境情報提供施設の拡充
「大阪府環境情報コーナー」、「環境情報表示盤」等による環境情報提供機能の拡充を図る。
- 活動・交流のための地域拠点の整備
環境教育・学習の拠点となる施設として、事業者による「環境ふれあいひろば」の整備促進につながる情報の集積に努める。

第4節 環境情報の活用

第1 環境モニタリングの充実

- ① モニタリングの充実
- 発生源、環境質、環境質及び影響モニタリングの充実
大気、水質及び騒音等について環境質あるいは発生源の状況を測定、検査分析するとともに、測定局及び測定機器、分析機器等の整備・更新を行う。
- 新たな課題に対応するモニタリングの検討
ランドサット等のリモートセンシングデータを活用した広範囲のモニタリングシステムの検討を進める。

第2 環境情報システムの整備

- ① データベースの充実
- データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化
現在の環境情報システムの更新を行い、各種の環境情報の一元管理や検索・表示等の機能の強化などを図り、種々の環境情報を総合的に活用できるような体系的なデータベース化を推進する。
- ② 解析・予測・評価システムの充実
- システムの機能強化、環境指標の開発等
現在の環境情報システムの更新を行い、環境シミュレーションの高度化に対応できるハードウェアを整備するとともに、解析・予測・評価を行うソフトウェアの充実や画像処理装置を利用した表示システムの整備を行う。

- ① 情報提供体制の整備
- 環境情報コーナー等の充実
環境に関する図書、資料、ビデオのほか、環境に関する情報を広く収集し、パソコン等も用いて分かりやすく提供する。また、環境アセスメントに関する図書を集積整理し、閲覧、縦覧を行う。
(財)大阪中小企業情報センターにおいて、工程廃材等のリサイクルや省エネエネルギーに関する事例調査を行うとともに、情報センターの機関紙やインターネットなどにより情報提供を行う。また、併存する産業情報図書館で環境に関する図書、雑誌等を集、閲覧する。
- 公害監視センターにおける環境情報提供システムの検討
現在の環境情報システムの更新を行い、インターネット、FAX通信等による環境情報提供システムの整備を行う。

② コンピュータネットワークを利用した提供システムの整備

- インターネット等の活用による情報の発・受信
公害監視センターのコンピュータをインターネットに接続し、環境保全技術に関する情報をAPEC諸国等へ発信するとともに、環境に関するイベントや施策の情報提供を推進する。
- 府民参加型の環境ホームページ「かんきよう交流ルーム」の開設(新規)
インターネットを活用して、いつでも自由に大阪の環境について情報提供や意見交換を行うことができる府民参加型の環境ホームページである「かんきよう交流ルーム」を開設し、府民、事業者による自主的な環境情報の交流を促進する。

③ 環境白書等の作成

- 環境白書等の作成
環境の状況や豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策を中心に、環境に関する資料を併せて取りまとめた「大阪府環境白書」や、広く府民に環境問題に関する理解を深めてもらうための小冊子「おおさかの環境」等を作成し、情報の提供を行う。

第5節 調査研究の推進

① 環境技術の振興

- 試験研究体制の整備
「大阪府研究開発大綱」に基づき公害監視センター、公衆衛生研究所、産業技術総合研究所、農林技術センター、水産試験場、淡水魚試験場、府立大学等の府立の試験研究機関の充実、強化に努める。
- 研究開発の推進
二酸化炭素濃度の上昇が植物に与える影響に関する検討、公開空地緑化の研究など

第2章 府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現を図る。

このため、自動車公害の防止として、自動車排出ガス対策について、公用車への低公害車の率先導入などの「大阪府自動車排出空素酸化物総量削減計画」に掲げる空素酸化物の削減目標の達成をめざした施策を推進するとともに、自動車騒音対策について、発生源対策や交通流対策、遮音壁の設置などの道路構造対策等を推進する。

廃棄物・リサイクル対策として、廃棄物の発生抑制をめざし廃棄物アセスメントを推進するとともに、平成8年11月に府が策定した分別収集促進計画に基づき、分別収集を促進する。また、平成9年1月に国が策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、市町村に対してごみ焼却施設からのダイオキシンの発生防止対策指導の徹底を図る。

大気環境の保全対策として、空素酸化物対策やエネルギー一面での対策を進めるとともに、平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質をはじめとした有害大気汚染物質のモニタリングや、大阪府化学物質適正管理指針に従った事業者の自主管理を推進する。

水環境の保全対策として、下水道の整備、合併処理浄化槽の設置促進等を図るとともに、大和川流域の水質保全のための調査や各種啓発事業を実施する。さらに、近木川をケースとして水環境の保全・回復のあり方に関する計画を策定する。

地盤環境の保全対策として、地下水質に関する環境基準の設定をうけて、学識経験者からなる検討委員会を設置し、地下水及び土壌汚染の原因究明、浄化対策及び環境監視体制の強化について検討を進める。

騒音・振動の防止対策として、工場・事業場等による騒音・振動を防止するほか、関西国際空港へのアクセス特急の沿線において、騒音・振動の実態や対策効果把握のための調査を行う。

環境保健対策等として、環境汚染に係る各種調査等を実施するとともに、事業者における公害防止対策を促進するため、各種融資制度の活用を促進する。

第1節 自動車公害の防止

第1 自動車排出ガス対策

①総量削減計画の推進

(自動車単体規制の実施)

■自動車単体規制の強化

自動車排出ガスの低減を図るための最も基本的な対策である単体規制の強化を検討するよう国に要望する。

の府立大学における研究、環境汚染による健康被害などの公衆衛生研究所における研究、環境保全型農業生産技術や都市廃棄物の再生資源化利用技術、自然環境保全と緑環境創出技術等の研究などの農林技術センターにおける研究、バイオテクノロジーの活用により印刷製版フィルムからポリエステルと銀を連続分別回収するシステムの開発などの産業技術総合研究所における研究などを推進する。

■成果の普及

技術に関する知識と経験を有する者を技術アドバイザーとして登録し、府下の中小企業への要請に応じて派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。

調査研究の成果について専門の学会での発表や所報等への論文の投稿を行うとともに、市町村職員や開発途上国に対する技術研修を行うほか、府民にわかりやすく提供する。

また、農林技術センターにおいては、地域農業改良普及センターと連携し、高度技術の確立・実証、普及を行う「中央農業技術指導センター」を中心に、研究成果の普及やかなを図る。

②調査研究の推進(中長期的な研究課題例)

■環境の保全と創造に関する実証研究

光化学オキシダントによる植物影響や合成酸雨による炭酸カルシウムの溶出実験等を行うとともに、大阪湾の富栄養化や化学物質及び農業に関する調査研究を行う。

都市廃棄物を有機肥料として再生し、府下の農耕地の土壌改良に役立てるため、その発生源において対応・再生するための組み合わせ活用技術の確立を目指す。

循環・共生型社会の構築を目指し、国や関係機関等と連携して、土壌や水質などの環境調査を通じて、土質改良方策等の調査研究を推進する。

- 車両の点検・整備の促進
排出ガス低減装置の性能低下をきたすことのないよう定期点検整備促進運動等の啓発活動、街頭検査の実施等を行う。
- 最新規制適合車への転換促進
最新規制適合車への転換が促進されるよう、低公害車購入資金特別融資制度を運用する。

- (各種規制の実施等)
 - 各種規制の適正かつ確実な実施
各種規制が適正かつ確実に実施されるよう周知するとともに、代替が円滑に進むよう低公害車購入資金特別融資制度を運用する。
 - 特定地域外からの流入車に対する啓発
特定地域外からの流入車について、特定自動車排出基準適合車とするよう啓発を行う。
 - ディーゼル乗用車対策
各種規制の対象外であるディーゼル乗用車について、使用者が排出量のより少ないガソリン乗用車を選択するよう啓発を行う。
 - 公用車の特定自動車排出基準適合車への率先代替
公用車の基準適合車への率先代替に努める。

- (低公害車の普及促進)
 - 公用車への率先導入
低公害車の普及促進を図るため、平成9年3月に改定した「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する庁内公用車全てについて、基本的に低公害車への代替を図る。また、庁内公用車の燃料供給施設として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」の運営を行う。
 - 民間事業者への助成・普及啓発
(社)大阪府トラック協会の低公害車普及促進事業に対し、リース料の1/8を助成する。

- また、民営バス事業者に対するハイブリッドバス及び天然ガスバスの購入費用の一部助成について、平成10年度に向けて事業者の開拓を図る。
- 民間事業者等への低公害車の普及や燃料供給施設の整備等を目的に設立した「大阪低公害自動車コミュニケーションシステム(LLEV0C)事業推進協議会」に、平成9年度から府下市町村に参画を求め、より充実した運営を図る。
- 技術開発の促進
走行性能、経済性の向上、排出ガスの改善に向けて、国、自動車メーカー等に技術開発の推進について要望する。
- 燃料供給施設の整備(新規)
泉南天然ガススタンド(泉佐野市域・平成9年5月開設)について、大阪府、泉佐野市、岸和田市、貝塚市及び大阪ガス(株)で共同で運営を行うとともに、庁内公用車の燃料供給施設として整備した「大阪府森之宮天然ガス充填スタンド」を民間事業

- 者にも広く開放し、低公害車である天然ガス自動車の普及促進を図る。
- 低NOx車の普及促進
京阪神の6府県市が共同して、一般に市販されている自動車の中でもNOx排出量の少ない自動車を「低NOx車」として指定し、その普及促進を図る。
また、公用車については、代替できる低公害車がない場合に、低公害車に代えて低NOx車の導入に努める。

- (物流対策)
 - 輸送効率の向上
貨物自動車の走行量の軽減を図るため、協同輸送の推進、ジャストインタイムの見直しなどによる輸送効率の向上等の対策を関係機関と連携し呼びかける。
多頻度小口配送等による物流コストの高騰に対処するため、物流対策を単独では講じることが困難な中小企業の事業協同組合等が実施する共同物流等による輸送効率の向上をテーマとした調査研究、システム設計等に対して助成する。
 - 物流拠点の整備
物流輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市内交通混雑等の解消のため、既存の流通業務市街地(東大阪地区)の再整備による機能の高度化等の検討を行うとともに、トラックターミナル等の新たな物流拠点を整備を検討する。
堺北港及び阪南港において、コンテナ埠頭や外貿・内貿埠頭の整備を行い、府営港湾における背後圏の港湾物流需要に適切に対応することにより、都心部における交通渋滞の解消や輸送時間の短縮等による環境負荷の低減を図る。
 - 適切な輸送機関の選択の促進
鉄道、海運の積極的活用を通じて適切な輸送機関の選択が図られるよう関係機関と連携し呼びかける。
 - 事業者への要請(新規)
各事業所からの自動車排出空素酸化物の総量を抑制するため、国の指導と連携を図りながら、自動車を大量に使用する事業者に対して、自動車排出空素酸化物の計画的な削減を図るよう要請する。

- (人流対策)
 - 公共交通機関の整備及び利便性の向上
自家用自動車から鉄道・モノレール等への旅客輸送の転換を図るため、公共交通機関の整備や利便性の向上などの人流対策を関係機関と連携を図りながら推進する。
都市交通の改善、都市整備の促進、自動車交通公害の軽減等を目的とした大阪モノレール事業〔環状モノレール(大阪空港～門真市間)、万博記念公園から分岐する国際文化公園都市モノレール(万博記念公園～東センター間)〕において、支柱、駅舎、関連施設等の整備工事を行う。
 - 自家用自動車の使用自粛
毎月20日を「ノーマイカーデー」とし、自主規制により自動車利用を抑制し、マイカー通勤から公共交通機関への転換を促すことにより、交通流の円滑化を図る。
車社会問題に対する、府民、事業者、行政の共通認識を醸成し、大阪の交通環境の

改善を図るため、「大阪交通環境フォーラム21」を開催する。また、自動車利用の仕方の工夫や適切な利用の誘導策により、自動車交通の円滑化と総量抑制を図る「交通需要マネジメント(TDM)」の検討を行う。

- 歩道・自転車道・駐輪場の整備
- 歩道未整備道路への歩道設置や、「北河内自転車道」(大規模自転車道)の整備を行う。

(交通流対策)

- 交通の分散化や道路機能の分化の促進
- 右折レーンの設置、バイパス道路や環状道路の整備、交差点の立体交差化を行う。
- 駐車場対策の推進
- 堺市翁構駐車場建設費の一部を補助する。民間駐車場11か所(堺市他)に対して、建設に伴う借入金などの利子の一部を補助する。また、府有施設付帯駐車場の休日開放を引き続き実施するとともに、枚方市、高槻市において駐車場案内システムを整備する。さらに、公共交通機関への転換策として既存の駐車施設を有効利用したパークアンドライドの駐車場実現化に向けた調査を行う。
- 交通渋滞の解消

第6次交通安全施設整備事業五箇年計画に基づき、路線対策、交差点対策、バスレーン規制の実施、見直し等を推進する。

- 交通管制システムの整備
- 交通管制センターの拡充整備及び信号制御機の高高度化、交通情報収集・提供機能の強化等を推進する。
- 道路交通情報提供装置の整備
- 府県間道路等において道路情報提供装置の整備を推進する。
- 道路案内標識の整備
- 交差点付近における「予告」、「案内」、「確認」の標識設置を行う。

(局地汚染対策)

- 道路構造の改良、環境設備の確保など沿道環境改善方策の導入
- 二酸化窒素濃度の高い交差点等においては、交通量、道路周辺状況など該当地域の実情に応じ、沿道環境改善方策の導入に努める。
- 道路交通対策の検討
- 交差点等の実情に即した道路交通対策などについて実施可能な方策を検討し、改善に努める。
- 土壌や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施
- 大気汚染濃度が高い交差点等における対策として、土壌や光触媒を用いた大気の大気直接浄化手法の実用化を図るため、「土壌脱硝システム総合調査」及び「光触媒によるNOx浄化建材実用化調査」を実施する。

(普及啓発)

- ノーマイカーデーの実施

毎月20日をノーマイカーデーとし、ラジオスポット放送の実施、ポスター・チラシの作成配布、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕・横断幕の掲出を行う。

- ノーマイカーデーの効果把握のため、交通量調査を実施する。
- 大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発

「大阪自動車公害対策推進会議」を運営し、ポスター、リーフレットの作成及び掲示・配布等により、不要なアイドリングの停止や自動車使用の合理化、ノーマイカーデー運動などに対する府民・事業者への理解と協力を呼びかける。

- エコエナジーOSAKAの開催
- 「環境にやさしいエネルギー利用のあり方」をテーマに、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の展示・試乗を中心としたフェアや、高校生・専修学校生徒連によるソーラーカーレース等の啓発イベントを開催する。

(計画の進行管理)

- 大阪府自動車排出量削減計画策定協議会等の運営
- 総量削減計画の進行管理を「大阪府自動車排出量削減計画策定協議会」幹事会で行うとともに、諸施策をより実効性のあるものとするため、府民代表や学識経験者で構成する「大阪府自動車排出量削減計画進行管理検討委員会」における検討結果を計画の推進に反映させていく。

■排出量の把握等

府域における自動車の交通量及び窒素酸化物排出量の把握を行う。

②浮遊粒子状物質等対策

- 自動車単体規制の強化
- 自動車排出ガスの低減を図るための最も基本的な対策である単体規制の強化を検討するよう国に要望する。

■総量削減計画の推進

自動車NOx総量削減計画を推進することにより、浮遊粒子状物質の低減をも図る。

第2 自動車騒音対策

①発生源対策

- 自動車騒音の大きさの許容限度の強化
- 騒音規制法に基づく自動車騒音の許容限度の強化が早期に実施されるよう国に要望する。
- 低公害車の普及促進
- より低騒音の自動車である電気自動車、天然ガス自動車、その他の低公害車の普及促進を図る。

②交通流対策

- 生活ゾーン規制による通過交通の排除

生活の場である住居地域における交通の安全と静穏な生活環境を確保するため、大型自動車通行禁止、歩行者用道路、一方通行等の交通規制を行う。

■速度規制

交通の安全と円滑の調和に配慮し、最高速度、進路変更禁止、進行方向別通行区分等各種の交通規制を総合的に組み合わせて行う。

■大型車規制

大型車の走行による騒音、振動に関する交通公害対策として、幹線道路における大型車の中央車線走行指定及び都心部幹線道路等への大型車通行禁止等の規制を行う。

③道路構造対策

■遮音壁・築堤の設置

立体交差及び高架橋部に遮音壁を設置する。

■路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修）

路面の補修や排水性舗装を国道423号（豊中市）等において敷設する。

■植樹帯の設置

騒音を緩和するため、道路の街路樹を増植するとともに樹木の管理を行う。

■高架等の構造の改善（連続桁の採用、既設桁の連結等）

高架橋の桁の連結及び連続桁の推進を図る。

④沿道土地利用対策

■緩衝空間の確保等（公園・緑地の配置、緩衝建築物の整備・立地誘導等）

沿道土地利用の状況を踏まえながら、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法を活用し、道路種別や個別の道路沿道環境に適合した土地利用を促進するとともに、緑地や緩衝建築物の整備など緩衝空間の確保に努める。

■沿道住宅の防音化の促進

道路沿いに建設する府営住宅等において、住宅の居住環境が良好に保たれるよう適切な住棟配置、必要な遮音性能の確保等を図る。

■騒音に係る環境基準達成状況調査方法マニュアルの作成（新規）

等価騒音レベルによる評価など「騒音に係る環境基準」の見直しに対応した騒音の測定・評価のためのマニュアルを作成し、統一的な測定・評価を行う。

第2節 廃棄物・リサイクル対策の推進

第1 廃棄物の発生抑制

①開発・生産・流通の各段階での配慮

■廃棄物アセスメントの推進

製造工程の新設等に伴い、一定規模以上の産業廃棄物の排出量が見込まれる事業者に対して、「多量排出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱」に基づき、廃

棄物の発生量や処理方法等を事前に予測評価する制度である廃棄物アセスメントの実施を指導する。

■製品アセスメントの定着の促進

「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の普及及びその実践行動の推進を通じて、製品が廃棄物となった時点の対応を考慮した製品づくりを実施するための制度である製品アセスメントの定着を促進する。

■エコショップ制度の普及

適正包装を実施するなどごみの減量化やリサイクルの推進を宣言する店を登録する制度「エコショップ制度」を普及・啓発するとともに、ごみ減量化・リサイクル推進功績店表彰を実施する。

②生活様式の見直し

■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発

「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」に基づき、事業者・住民・行政の果たすべき役割を踏まえた具体的な実践、啓発活動を行う。

■リサイクルフェアの開催

府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、ごみの減量化やリサイクルに取り組み契機となる府民参加型イベントとして、「リサイクルフェア'97大阪-in 枚方」を開催する。

第2 適正なリサイクルの推進

①再使用・再生利用の推進

■廃家電リサイクル事業の推進

廃家電リサイクル事業を(財)千里リサイクルプラザに委託し、不用になった家電製品の再生利用が可能なものを回収して、シルバー人材による補修を行い、府内の留学生及び社会福祉施設に無償で提供する。

■分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」の施行に伴い、平成8年11月に策定した分別収集促進計画に基づき、市町村における分別収集を促進する。また、ペットボトル減容器の購入費の一部を助成する。

■再生資源を使用した商品等の利用の促進

再生資源の回収ルートを確保するため、府・市町村で設置した「大阪府再生資源集積回収推進協議会」を通じて再生資源業者に対する研修や事業者・府民に対するリサイクル製品利用に関する普及啓発事業を実施する。

リサイクル対策等に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行う。

■建設副産物の再生利用の促進

建設副産物の処理に関し、公共工事発注部署において、発生の抑制、再利用の促進、適正処分の徹底を進める。

■水道残渣の有効利用の推進

三島浄水場の脱水ケーキ（無薬注加圧脱水方式）を、園芸用土及びびグラウンド用資材として有効利用を図るため、(財)大阪府水道サービス公社に委託し、製品の加工及び販売を行う。また、水道残渣の多面的な有効利用や減量化などを図るため調査を行う。

■下水汚泥の有効利用の推進
下水汚泥の再利用にあたっては、建設資材化を積極的に推進する。

- ②資源化施設等の整備
- リサイクルセンターの整備
リサイクルセンター（金属、ガラス等の資源化施設）が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
- リサイクル関連施設の整備
焼却処理の際に発生する熱エネルギーを有効に活用する施設などのリサイクル関連施設が計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
- ストックヤードの整備
資源ごみの保管施設であるストックヤードが計画的に整備されるよう、市町村に対して技術的な援助を行う。
- 建設発生土用ストックヤード事業を引き続き実施し、建設発生土の再利用を推進する。

第3 廃棄物の適正な処理の推進

- ①指導の徹底
- ダイオキシン類の発生抑制対策の推進
国が平成9年1月に策定した「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、市町村に対してごみ焼却施設からのダイオキシンの発生防止対策指導の徹底を図る。
- マニフェスト（管理票）システムの徹底
抹出事業者が処理委託の際に産業廃棄物の処理を管理するマニフェストを交付するよう、指導、啓発を行う。
- 多量抹出事業者における産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
産業廃棄物を多量に排出する事業者に対して、廃棄物アセスメントの考え方を導入した要綱に基づき、処理計画書や処理実績報告書の徴収を行い、減量化や適正処理を重点的に指導する。
- 建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱の運用
建設業者に対して、要綱に基づき産業廃棄物の減量化や適正処理を重点的に指導するとともに、廃棄物処理法及び建設廃棄物ガイドラインの周知徹底を図る。
- 特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用
人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある特別管理産業廃棄物を発生させる事業者に対して、要綱に基づき適正処理を重点的に指導する。

■PCB廃棄物適正保管の推進

平成8年4月に策定した「PCB廃棄物適正管理マニュアル」に基づき、廃棄物となったPCB使用電気機器等の保管事業に対し、保管体制の整備等を徹底させ、適正管理の推進を図る。

②中間処理の推進

- 市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助
一般廃棄物処理施設が計画的に整備されるよう、市町村への技術的援助を行い、処理施設の適正な維持管理について指導を行うとともに、ダイオキシン対策用測定器設置及び公害防止装置（洗浄集じん装置）の稼働に要する経費等を助成する。また、一般廃棄物処理施設の新・増設について、国庫補助金の確保に努める。
- 産業廃棄物処理施設の整備の促進
産業廃棄物の排出事業者及び処理業者における周辺地域の生活環境の保全に配慮した適正な処理施設の整備を促進する。また、(財)産業廃棄物処理事業振興財団に対して、償還保証基金等への拠出を行い、産業廃棄物処理施設の整備の促進や優良な産業廃棄物処理業者の育成を図る。
- 堺第7-3区中間処理事業の推進
堺第7-3区内の大阪産業廃棄物中間処理センターにおいて、(財)大阪産業廃棄物処理公社が実施している有害汚泥・ばいじんの中間処理事業を推進するため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。

③最終処分場の確保

- 堺第7-3区埋立処分事業の推進
堺第7-3区において、(財)大阪産業廃棄物処理公社を事業主体として、土砂、がれき等の埋立による廃棄物処分事業を引き続き実施するとともに、事業の円滑な推進を図るため、同公社に対して必要な技術的援助を行う。
- フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進
大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、大阪湾圏域の広域処理対象区域（近畿2府4県171市町村）から発生する廃棄物の適正な処理を行う大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）を関係府県、市町村等と協力して促進する。また、事業の実施にあたり、搬入予定の廃棄物の調査などを行う。

第4 適正管理のための基盤づくり

- ①情報管理システムの充実
- ウエブサイトデータベースの充実
ウエブサイトデータベース（産業廃棄物情報管理システム）を活用し、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するとともに、近畿の各行政機関と連携した広域情報管理システムの整備・運用に参画する。

第3節 大気環境の保全

第1 排出の抑制

- ①窒素酸化物対策
 - 工場・事業場の規制・指導
排出基準や総量規制基準の遵守を徹底するとともに、要綱に基づく削減指導や低NOx機器の普及促進等により、工場・事業場等からの窒素酸化物の排出抑制を図る。
 - 地域冷暖房システムの導入促進
業務用建築物が集中する地域への適正な地域冷暖房システムの導入を促進する。
- ②光化学オキシダント対策
 - 炭化水素類排出抑制対策の推進
工場・事業場に対し、炭化水素類の排出規制の徹底を図る。また、製品の塗装仕様決定者を対象とした講習会を開催し、塗料の低溶剤化の意義等を啓発するなど、大阪府炭化水素類排出抑制対策推進要綱に基づく排出抑制を図る。
 - 光化学スモッグ緊急時措置
光化学スモッグ注意報等の発令時に緊急時対象工場に対する燃料使用量等の削減の要請・勧告を行うとともに、自動車の使用者等に対して自動車の運行の自粛を要請し、光化学スモッグの原因物質の一つである窒素酸化物の排出量削減を図る。
- ③浮遊粒子状物質対策
 - 浮遊粒子状物質総合対策の検討
浮遊粒子状物質総合対策の検討の一環として、ばい煙発生施設からの排出ガスが屋外に排出された直後に粒子化する凝縮性ダストの実態調査を行う。
 - 工場・事業場の規制・指導
排出基準の遵守を徹底し、工場・事業場からのばいじん及びガス状の大気汚染物質の排出抑制を図る。
- ④硫黄酸化物対策
 - 工場・事業場の規制・指導
排出基準及び総量規制基準の遵守徹底を図るとともに、都市ガス等のクリーンエネルギーへの転換を指導・啓発する。
- ⑤エネルギー面の対策
 - クリーンエネルギー化の促進
大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、都市ガスや灯油等、より良質な燃料の使用について指導・啓発を行い、クリーンエネルギー化を促進する。
 - 省エネルギー化の促進
大気汚染物質の各種排出量削減指導に併せて、省エネルギー型施設の導入について指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。

②調査・検討

- 大阪府産業廃棄物管理計画の改訂の検討
平成13年度を目標年度とした「大阪府産業廃棄物管理計画」について、その中間年度（平成7年度）における産業廃棄物の発存量や処理の実態等を調査し、計画の進捗状況の検証と今後の方針について検討する。
- 廃棄物対策に係る公共関与のあり方の検討
府域における廃棄物の適正処理、減量化、リサイクルを推進するため、学識経験者で構成する「廃棄物処理総合対策検討会」において、廃棄物処理における公共関与のあり方について引き続き検討する。
- 建設業者における産業廃棄物の処理に関する指導要綱の改定の検討
学識経験者等で構成する「建設指導要綱改定等検討委員会」（平成8年度設置）の検討結果をもとに、主として、リサイクル等による最終処分量の減量化を図る観点から、要綱の改定について、具体の検討を進める。
- ごみ処理費用の適正負担のあり方など経済的手法の活用の調査・検討
「大阪府産業廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行う。
- ③実践啓発活動の充実
 - 大阪府産業廃棄物減量化・リサイクル推進会議などによる実践啓発活動の充実
ごみの減量化・リサイクルのための各種の啓発活動を推進する。
 - 産業廃棄物の適正処理等のための指針の策定及びその普及・啓発
産業廃棄物の適正処理及び減量化を促進するための行動指針や事業活動に係る製品等が産業廃棄物となった場合の適正処理や環境負荷の低減、再生資源化を促進するための指針の検討等を行う。
 - さんばいフォーラムの開催
産業廃棄物の現状や適正処理に対する認識を深めるため、排出事業者、処理業者、府民を対象とした「さんばいフォーラム」を開催する。
 - 産業廃棄物の不法投棄防止の推進
関係市等と合同で陸と空からの監視パトロールを行うとともに、不法投棄物撤去予モンストレーション、産業廃棄物運搬車両への指導及びポスター掲示等の啓発事業を実施する。
- ④協力体制の強化
 - 事業者団体、住民団体、他の地方公共団体及び国との連携の強化
事業者、府民、他の地方公共団体及び国と相互に協力しながら、廃棄物の適正管理を進めるための体制の整備を図る。

省エネルギー対策等に関し事業者が行う特定事業活動の事業計画に対して承認を行う。

■エネルギーの有効活用の促進

工場焼熱や河川水の温度差エネルギー等の未利用エネルギーを活用した地域冷暖房システムの導入を促進する。また、地域特性に応じた工場焼熱の有効活用システムの導入促進策等を検討する。

⑥有害化学物質対策

■工場・事業場の規制・指導

排出規制を徹底し、有害化学物質による大気汚染の未然防止を図る。また、排出規制が必要と考えられる物質について、測定法の検討等の所要の調査を行う。

■化学物質適正管理の推進

大阪府化学物質適正管理指針にしたがって、事業者による管理組織の整備、排出抑制への自主的な取組等の推進を図る。また、事業所における有害化学物質の使用量等の実態把握に努める。

⑦悪臭対策

■悪臭物質の排出抑制

規制等を直接行う市町村に対し、測定方法、排出防止技術等についての助言・指導を行うとともに、研修等を実施し市町村担当職員が技術向上を図る。

■屋外燃焼行為の規制

野焼き状態がゴム・いおう・ビッチ・皮革・合成樹脂その他燃焼により大気を著しく汚染し、悪臭を発生する物質を大量に燃焼させる行為を規制し、適正な施設での燃焼を市町村とともに指導する。

⑧普及啓発活動の推進

■大気環境啓発事業の推進

府民参加型の大気環境教育プログラムを実施する市町村に対して資材提供等の支援を行うとともに、当該プログラムへの参加者に対し継続的なフォローアップ等を行う。

■季節大気汚染対策の推進

二酸化窒素濃度が高くなる11月から1月に、事業者及び府民に対し、ボイラー等の燃焼管理の徹底、暖房温度の適正化、業務用自動車の使用合理化、マイカー使用の自粛、不要なアイドリングの停止等に関する指導及び啓発を行う。また、特に12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、指導・啓発を強化する。

第2 環境監視

①発生源監視

■発生源テレメータシステムの整備

大阪府大気汚染発生源常時監視システムを運用し、大規模発生源からの大気汚染物質排出状況の常時監視を行う。

■発生源測定、立入検査等

工場・事業場に対して、立入検査や発生源測定を行い、各種規制基準の遵守徹底を図るとともに、大気汚染対策の進捗状況の確認に努める。

■各種実態調査

大気汚染物質発生源の動向等を把握するため、燃料・原料使用状況調査及び窒素酸化物排出状況調査等を実施する。

②環境監視

■大気汚染常時監視

府域の大気汚染状況を迅速かつ効率的に把握し、環境基準の適合状況の把握や環境保全対策の基礎資料としての各種解析等を行う。また、光化学スモッグ注意報等緊急時措置に関する警報受信装置を一部更新する。

関西国際空港周辺地域の大気質の状況を把握・検討するため、泉州地域の測定データの解析を行う。

■光化学スモッグ緊急時措置

光化学オキシダント濃度が高くなる緊急時等に該当した場合、関係地域に対して光化学スモッグ注意報等を発令するとともに、当該発令内容を報道機関や市町村等を通じて府民や関係機関へ周知し、被害発生の未然防止を図る。

■定期的環境モニタリング（一部新規）

平成9年2月に環境基準が設定されたベンゼン等3物質を含め測定方法が既に確立されている16の有害大気汚染物質について、定期的にモニタリングを実施し、各種物質による大気汚染状況を把握する。

浮遊粉じんによる経年的な大気汚染状況を把握するため、府下13か所においてハイポリウム・エア・サンプラー等で粉じんを採取し、その総量、金属成分に関する調査を行う。

第4節 水環境の保全

第1 発生源対策

①生活排水対策

■流域下水道事業の推進

猪名川流域をはじめ、府下7流域において、流域幹線管渠の延伸、終末処理場の新増設等、下水道施設の整備を図る。

■公共下水道事業の推進（一部新規）

市町村が行う公共下水道の整備促進のため、国庫補助対象外の施設及び国庫補助対象として採択された終末処理施設に府費補助を行う。

■下水道の高度処理の推進

下水処理施設の新設、増設時には、砂ろ過や窒素・磷除去が可能な処理方式の採用を原則として、高度処理対応化を推進する。平成9年度当初には南大阪湾沿岸流域北部

処理場において、高度処理施設増設分の供用開始を行う。

- 合併処理浄化槽の設置促進
合併処理浄化槽設置者に對する市町村の補助事業に對して府が1/3の補助金を交付する合併処理浄化槽設置整備事業を府内の14市町村に對して実施する。
- 生活排水対策重点地域の指定
生活排水対策の推進が特に必要な区域について、重点地域指定を検討する。また、平成8年度までに指定した地域において、推進計画策定及び生活排水対策指導員の育成事業を行う市に對して補助を行う。

■府民啓蒙の実施
家庭での発生源対策の実施促進を図るため、民間団体に委託し、府民啓蒙を推進する。

■農業集落排水処理施設の設置促進
下水道計画区域外の農業振興地域を対象に、生活環境基盤の改善と農家用水の水質保全を目的として、生活排水の処理施設等を、平成9年度は能勢町(杉原地区)、岸和田市(塔原相川地区)で設置する。

②産業排水対策等

- 工場・事業場の排水規制・指導
工場・事業場の排水規制(濃度規制、COD総量規制)を行うため、工場等への立入指導、採水検査等を行う。
- 未規制事業場の指導
未規制事業場からの排水の実態把握に努めるとともに、関係機関と連携して汚濁物質排出量削減のための啓蒙指導を行う。また、排出抑制のための手法を検討する。
- 肥料の適正使用の促進
市町村における環境保全型農業の推進方針の策定や、実証展示による農業技術の確立・普及を図る。

③有害化学物質対策

- ゴルフ場等農業対策
「大阪府ゴルフ場農業適正使用等指導要綱」に基づき、ゴルフ場で散布された農薬等の流出を監視するため、水質検査を実施し、関係機関と協議・対策を行うとともにゴルフ場を指導する。
特に、上水道水源地域に係るゴルフ場に対しては、一般ゴルフ場より厳しい水質管理目標値による農業の流出管理及び農業の適正使用等についての指導を行う。また、水道事業者が行う水道水源水質の監視により水道水の安全対策についての指導を行う。ゴルフ場における農業の使用計画・実績に基づき指導、農業適正使用専門研究会、現地立入検査等により農業使用量の低減、低毒性農薬の使用、環境に配慮した防除法の指導を行う。
- 工場・事業場の排水規制・指導
工場・事業場の排水規制を行う。また、要監視項目であるニッケル、アンチモンなどの未規制有害化学物質の排出実態調査を継続するとともに指導指針の検討を行う。

■上水道水源の水質保全対策

上水道水源の河川及び地下水の水質を監視する。また、工場及びゴルフ場を指導して有害物質等の排出抑制を指導する。「淀川水質汚濁防止連絡協議会」等により水質事故時の通報等の連携を図る。
上水道水源地域における有害物質の上乗せ排水基準による排水規制や農業の適正使用等についての指導を行う。

④大阪湾水質保全対策

■瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画の推進
瀬戸内海の環境保全を推進するために、「瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画」の見直しを行い(前回変更 平成4年)、それに基づきCODの総量削減対策等を推進する。

■COD総量削減計画の推進

大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量の1層の削減を図るため、平成11年度を目標年次とした「第4次化学的酸素要求量に係る総量削減計画」(平成8年策定)に基づき、下水道整備等の生活排水対策及び総量規制基準の遵守指導等の産業排水対策を推進する。また、計画の進捗状況を把握するための調査、解析を行う。

■富栄養化防止対策の推進

大阪湾の富栄養化状態の改善を図るため、平成11年度を目標年次とした「窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針」(平成8年策定)及び「同削減指導要綱」に基づき、下水道整備の促進や工場・事業場に対する排水基準の遵守指導を行う。

■関連団体との協力

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、沿岸自治体の相互協力が必要であることから、沿岸自治体で構成する瀬戸内海環境保全知事・市長会議、(社)瀬戸内海環境保全協会及び大阪湾海水汚濁対策協議会に参加し、国に對して各種の要望を行うほか、瀬戸内海環境保全月間には府民に對して啓蒙事業を実施する。

第2 水の浄化

①水浄化能力の維持・回復

- 河川水の直接浄化(薄層流浄化施設等)の実施
東除川において薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置を行う。
- 多自然型川づくり(自浄作用の向上等)の実施
生態系に配慮した川づくりとして、現況林の保全、自然河岸の保全及び再生、わんどの形成を実施する。
- 浄化用水等の導入
平野川で浄化用水の導入を進める。

②底泥・ごみ等の除去

■港湾等の浄化事業(堺泉北港船舶廃油処理、港内清掃事業)

堺泉北港内及び付近海面に浮遊している塵芥流水等の漂流物を回収し、処理するとともに、入港船舶の廃油処理を行う。

阪南、泉州港において、海面に浮遊するごみ等を回収し処分する。

■河川のしゅんせつ

平野川においてしゅんせつを行う。

■河川の清掃

市町村、地元自治会、河川愛護団体等の協力を得て、河川の清掃を行う。

■船舶等廃油、流出油対策

堺泉北港17か所及び港湾事務所にオイルフェンス、薬剤等を備えておく。

■漁場環境保全対策

漁場に堆積及び浮遊しているゴミを除去し、漁場の再生産機能の回復を図る。小規模漁場保全事業（海底堆積物の回収、除去）、水域環境クリンアップ事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。

第3 水循環機能の確保

①都市域の保水能力の確保

■雨水の貯留浸透施設の設定

公共・公益施設又はその敷地において貯留浸透施設の設置を行う。

■大和川流域の水環境保全（新規）

建設省管轄河川水質ワースト1対策として、大和川流域の水質汚濁原因を調査し、水質改善策検討に資する。また、建設省や奈良県、流城市町村と協力し各種調査や啓発事業を実施する。

■近木川水環境計画の策定（新規）

泉州を流れる代表的な河川である近木川をケースとして、水質、水量、水生生物、水辺環境を総合的に捉えた水環境の保全・回復のあり方について計画を策定する。

②水の循環利用の促進

■下水処理水の利用

安威川流域において、処理水再利用のための送水幹線建設を引き続き行う等、積極的にリサイクルを推進する。

第4 環境監視

①発生源監視

■発生源テレメータの整備

府域の大規模工場・事業場から排出されるCOD汚濁負荷量を迅速に測定し把握する。テレメータ子局については、年次計画に基づき27局の更新及び2局の廃止を行う。また、中央監視局データ処理装置一式を更新する。

■発生源測定

工場・事業場の採水検査を行い、排水基準や総量規制基準の遵守を指導する。

②環境監視

■公共用水域の水質測定計画の推進

環境審議会の答申を受けた「公共用水域の水質測定計画」に基づき、河川や海域等の公共用水域の水質測定を行う。

■水質自動観測局による監視・測定

河川自動監視局による河川水質の監視を継続して実施する。

■水質事故の監視

事故の未然防止のため、工場等への立入指導や啓発を行うとともに、事故発生時には採水検査等による原因究明と再発防止指導を行う。

第5 節 地盤環境の保全

第1 未然防止

①規制・指導

■地下水採取規制・指導

規制地内の関係事業場に対して、地下水の採取規制等の指導を行う。

■地下水の適正利用の指導

規制地内の関係事業場に対して、地下水適正利用等の指導を行う。

■地下水の代替用水の供給

工業用地下水の汲上げが規制されている北摂、東大阪及び泉州地域において、引き続き工業用水の安定供給を行うとともに、老朽化した施設の改良を計画的に実施する。

■有害物質の漏洩の防止

工場・事業場の排水規制、有害物質の漏洩の防止及び事故時の措置等の指導を行う。

■有害物質の地下浸透禁止

工場等における有害物質の地下浸透防止を指導する。

②調査・研究等

■安全揚水量の解明

大阪南部地域において、地盤沈下の兆候として塩水化が発生しており、地盤沈下を防止するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用について調査・研究を実施する。

■地盤沈下機構の解明

地盤沈下の機構を解明するため、地域の実情に応じた地下水の適正利用等に関する調査・研究を実施する。

第2 地盤環境の回復

①地下水のかん養

■雨水の地下浸透機能の向上

公共・公益施設又はその敷地において貯留浸透施設の設置を行う。

②浄化対策の検討

■地下水浄化手法の検討（新規）

地下水の浄化について、学識経験者からなる委員会を設置し、原因究明、浄化対策及び監視体制の強化の検討を行う。

■土壌浄化対策の検討（新規）

土壌の浄化について、学識経験者からなる委員会を設置し、原因究明、浄化対策及び監視体制の強化の検討を行う。

第3 環境監視

①環境監視

■地盤沈下の監視

地盤沈下観測所において、地盤沈下の常時監視を行う。また、地下水採取量を把握するため、地下水採取量調査を行う。

■地下水位の監視

水準測量及び地盤沈下観測所において、地下水位の常時監視を行う。

■地下水質の監視

地下水質測定計画を作成し、地下水質に関する3種類の調査（概況調査、汚染井戸周辺地区調査、定期モニタリング調査）を行う。

■土壌汚染概況調査

農耕地の地力変化と土壌汚染の状況を全国レベルで捉えるため、重金属等の有害物質による土壌・かんがい用水及び農作物の汚染の実態調査を実施する。

第6節 騒音・振動の防止

第1 固定発生源対策

①工場・事業場

■規制・指導

規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、工場・事業場に対する規制・指導の徹底を図る。

■土地利用の適正化の促進

工場と住居の無秩序な混在を防ぐため、地域地区制度等の規制誘導手法や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備手法の活用や、工場の適地への配置等に努める。

②建設作業

■規制・指導

規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、特定建設作業に対する規制・指導の徹底を図る。

③近隣騒音

■規制・指導

規制権限を委任している市町村に対する指導や担当職員の技術研修の充実等を行い、カラオケ騒音や拡声機騒音に対する規制・指導の徹底を図る。

■啓発活動の促進

市町村などによる騒音に係る環境教育や各種啓発活動の促進に努める。

④低周波空気振動

■調査・研究の推進

低周波空気振動の発生機構等に関する知見の集積に努める。

第2 移動発生源対策

①航空機

■大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定

大阪国際空港周辺においてテレメータシステムによる航空機騒音の常時測定を行い、航空機騒音の実態を継続的に把握する。

■関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視

関西国際空港周辺において継続的に航空機騒音の測定を行い、WCPNLの変動、環境基準の達成状況を把握する。

■大阪国際空港周辺対策の推進

大阪国際空港周辺緑地の整備のため、利用緑地地域の告示日後建物移転補償や温水プール建設予定地について地盤整正工事を行うとともに利用緑地の一部の区域について実施設計を行う。

また、空港周辺整備機構に対し民家防音工事等の補助や空港周辺市への共同利用施設の施設整備等の補助を行うとともに、空港周辺住民等に移転資金の利子補給、営業者資金のあっせん融資及び利子補給を行う。

②鉄軌道

■騒音・振動対策の促進

新幹線鉄道や在来鉄道の事業者による騒音・振動対策の促進を図る。特に関西国際空港のアクセス特急による騒音・振動問題について、「南海本線・JR阪和線騒音・振動等問題協議会」による協議調整結果を踏まえ、対策の促進を図る。

■調査・研究の推進

関西国際空港へのアクセス特急の沿線において、騒音・振動の実態や対策効果把握のための調査を行う。

第7節 環境保健対策等の推進

第1 公害に係る健康被害の救済と予防

- ① 公害に係る健康被害救済制度等の円滑な実施
- 公害病認定患者死亡見舞金の支給
府下の「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき認定患者の死亡に際して、その遺族に対し弔慰の意を表すため、関係市とともに死亡見舞金を支給する。
- 公害医療研修事業への助成
公害医療に対する認識と理解を深めるため、公害医療に関する研修事業を実施している(社)大阪府医師会に対し助成を行う。
- 健康被害予防事業の実施
大気汚染の影響による健康被害を予防するために、「公害健康被害の補償等に関する法律」に基づき、公害健康被害補償予防協会の助成を受けて、低公害車の普及等の円滑な実施に努める。

② 健康影響等に関する調査の実施

- 大気汚染による健康影響調査
大気汚染が府民の健康に及ぼす影響について、30歳以上の成人、3歳児及び3歳児の追跡としての学童を対象としたアンケートを中心とした疫学調査を実施する。
また、光化学スモッグによる健康影響に関する基礎資料を得るため、被害発生時緊急調査班を編成して現地調査を実施するとともに、健康に関する調査を行う。
- 保健所における環境保健業務の実施
府民の健康を環境汚染から守るため、保健所において所管区域状況の把握、環境汚染に係る相談(苦情)の処理、環境啓発等の環境保健業務を実施する。
- 水処理及び水質確保に関する研究
飲料水、水道水源河川水の化学物質、細菌及び生物学的調査を行うほか、排水処理の高度化・効率化、着色排水の脱色等の研究を行い、健康被害の防止に資する。
- 母乳中の有機塩素系化合物の測定調査
産後約1～3カ月の授乳中の母乳中の有機塩素系化合物の測定を行うと共に、母子健康調査を実施し、大阪府母乳栄養推進事業検討委員会で調査結果等を検討する。
- 食品、容器包装等のPCB汚染調査
暫定的規制値が設定されている魚介類を中心に、食肉類・乳製品・容器包装について、PCB汚染の実態を調査する。
- 食品等の残留農薬に関する調査研究
食品等に残留する農薬、殺虫剤等の分析方法を開発するとともに、健康影響を評価するための動物実験等のデータを提供する。
- ③ 環境保健サーベイランスシステムの構築
- 環境汚染による健康影響等の監視体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康

影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の監視等の体制の整備に努める。

- 環境保健に関する調査研究体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の調査研究体制の整備に努める。
- 環境保健に関する情報管理体制の整備
大気汚染による府民の健康影響を早期に把握するための健康影響調査の実施、健康影響についての各種知見の集積を図るとともに、体系的な健康影響の情報管理体制の整備に努める。

第2 公害等の苦情及び紛争の処理

- ① 苦情の処理
- 府・市町村公害苦情相談窓口
公害等に関する苦情に対し、市町村と連携して、適切な苦情処理に努める。
- 府警察機関による公害関係事犯の検挙
水質汚濁、廃棄物等公害関係事犯について、関係行政機関との緊密な連携のもと、積極的な取締りを実施する。

② 公害紛争の処理と体制

- 公害審査会の運営
係属中の調停事案の手続きを進めるとともに、新たに調停等の申請があった場合には、その適正な処理を行う。

③ 電波障害対策・日照障害対策

- 府有施設の整備における発生防止
府有施設を建設する場合には、電波受信障害が予想される地域の調査結果に基づき対策範囲を確定し、共同受信方式等による対策を行う。
- 有線テレビジョン放送施設設置・変更手続きの円滑な実施
有線テレビジョン放送法に基づき有線テレビジョン放送施設の設定・変更手続きを円滑に実施する。
- 法・条例による日影の規制
建築基準法及び大阪府建築基準法施行条例に基づき、日影規制を行う。

第3 事業者における公害防止対策の促進

- ① 中小企業に対する助成
- 中小企業公害防止資金特別融資
中小企業者に対し、公害を防止するために必要な処理施設の設置、改善又は工場・事業場の移転に係る費用に関して融資のあっせん及びこれに係る利子補給を行う。

有害性の高い化学物質について、工場・事業場に対する大気、水、土壌等への排出規制を行うとともに、廃棄物の適正処理を推進する。

■包括的な排出抑制手法の検討

化学物質の生産、使用、廃棄等の各段階での環境への排出を包括的に抑制する手法について、国における検討の動向や、事業者の自主的な取組状況なども踏まえながら検討を進める。

■レスポンスプログラム活動の促進

事業者による化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンスプログラム活動）に関して情報の収集を行うとともに、環境マネージメントシステム等の啓発を通じて、事業者の取組を促進する。

第5 災害時における生活環境の保全

①緊急時対応の計画・組織づくり

■的確な対応方策の検討

災害による環境への影響を未然に防止するための予防対策、環境への影響が生じた場合における応急対策、復興段階における環境配慮の組み込み等について検討する。

■円滑な実施のための体制の整備

災害時の生活環境の保全に関する緊急時対応を円滑かつ適切に実施するための体制について検討する。

■中小企業低公害車購入資金特別融資

中小企業が窒素酸化物排出量の少ない低公害な自動車に乗り換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■中小企業設備貸与

中小企業設備近代化資金等助成法に基づき、対象となる公害防止設備の近代化を図るとする中小企業に代わって、(財)大阪府中小企業振興協会が設備を購入し、割賦販売又はリースを行う。

■中小企業設備近代化資金融資

中小企業近代化資金等助成法に基づき、資金調達の困難な中小企業に対し、対象となる公害防止設備の購入にかかる費用の2分の1以内を無利子融資する。

②公害防止組織の整備

■公害防止管理者等選任状況調査の実施

公害防止管理者等選任義務のある工場（特定工場）を調査するとともに、公害防止管理者等選任義務のある工場（特定工場）を調査するとともに、公害防止管理者等選任義務のある工場（特定工場）を調査する。

■未選任特定工場に対する指導

公害防止管理者等が未選任となっている特定工場に対し、その設置を促進するため、資格の取得等について指導する。

■公害防止管理者等研修会の開催

大阪府公害防止管理者等研修会を実施し、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させる。

第4 化学物質の包括的対応

①環境影響の評価

■環境調査（汚染状況）

大阪府化学物質適正管理指針で定める管理物質の工場における排出状況等の把握や、ゴルフ場における農業等の水質調査を行う。水質の実態調査及び府下の代表的な上水道源である淀川、石川流域で散布された農業の流出監視を行うための水質監視を実施する。

■分析手法の開発

国が実施する環境安全性総点検調査（大気質、水質、底質、生物モニタリング）に関する委託を受け、環境調査や分析手法の開発を行うとともに、難分解性物質及び非意図的生成物質の分析法開発、実態調査を行う。また、大阪府化学物質適正管理指針で定める管理物質の測定方法の開発を行う。

■リスクアセスメント手法の検討

リスクアセスメント等を活用して、地域性を考慮した有害物質による環境影響評価手法を検討する。

②環境負荷の低減

■規制・指導

第3章 自然と共生する豊かな環境の創造

自然と共生する豊かな環境の創造に資するため、「大阪府自然環境保全条例」等に基づき、希少な野生動物植物が生息する湿地の流入土砂のしゅんせつ、土砂流入防止槽の設置等によるピオトープ（野生生物の生息・生育空間）の保全・回復、和泉葛城山ブナ林の保全、金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備及び緑化・森林づくり情報収集・提供など、生態系の多様性の確保、多様な自然環境の保全・回復、活用、自然とふれあう場と機会づくり及び自然環境の保全・創造のための活動を推進する。

第1節 生態系の多様性の確保

第1 野生動物植物の種の多様性の保全

① 鳥獣の保護

- 第8次鳥獣保護事業計画の推進
野生鳥獣の保護と狩猟の適正化を図るための第8次鳥獣保護事業計画（平成9～13年度）を推進する。
- 鳥獣保護区等の設定
鳥獣保護区及び狩猟二関スル法律に基づき、野生鳥獣の保護を確保するため、所要の調査に基づき鳥獣保護区等を設定するとともに、看板の設置や環境の保全等を行う。
- 傷病野生鳥獣の救護
野生鳥獣保護ドクター制度を基盤に動物園や愛鳥モデル校等を活用することにより、救護体制の充実を図り、適切な救護活動を行うとともに、これら活動を通じて鳥獣保護思想の普及啓発を図る。
- 鳥獣保護思想の普及啓発
自然保護について、広く府民の認識を深めるため、鳥獣保護思想の普及啓発を図ることを目的とし、鳥獣保護員による探鳥会等の普及啓発活動のほか、愛鳥モデル校の設置などにより、鳥獣保護思想の普及啓発を行う。

② 貴重な淡水魚等の保護

- オオサシノヨウウオ・イタセシバラ・アユモドキ等の保護
特別天然記念物のオオサシノヨウウオ、天然記念物のイタセシバラ及びアユモドキの保護と生息調査の実施や、生息環境が保全されるような設計や工法等について事業者に対する指導・助言を行う。
- 淀川に生息するイタセシバラ、アユモドキの保護増殖及び希少魚であるニホンボウバクナナゴの純系種の保存等を行う。

- ③ 希少な野生動物植物の保護
■ 府域の野生動物植物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）
野生動物植物の保護及び生物多様性保全を図るための、府域における野生動物植物の分布、生息・生育状況等を平成6年度～10年度にかけて、文献・標本の調査及び現地調査等により把握する。
- 希少な野生動物植物の保護（新規）
能勢町の湿地において確認された、絶滅の危機が指摘されているラン科の植物等の保護を図るため、湿地への土砂の流入防止槽の設置等を行う。

第2 野生動物植物の生息・生育空間の確保

- ① ピオトープの確保
■ ピオトープの保全・回復（一部新規）
府庁内各事業部局において、事業実施に当たって、野生動物植物の生息等に配慮したピオトープの保全・回復に努める。
新たな取り組みとして、府域に残された良好で貴重な湿地の保全を図るため、放置しておくや陸地化・乾燥化等により、改変・消失するおそれのある能勢町の湿地を対象に、湿地への土砂の流入防止、流入土砂のしゅんせつ、湿地周辺への進入防止槽の設置等を行う。
- ピオトープの創出
既存するピオトープの保全・回復を図るほか、都市空間等の自然度の低い地域においてピオトープの創出を図る。
- ピオトープの確保のための技術的手法の調査研究及び指導・助言
ピオトープを確保するための技術的手法の調査研究を進めるとともに、事業者に対しその技術的手法の普及に努める。
- 環境共生住宅市街地モデル事業の推進
府営河内長野木戸住宅において、昆虫や野鳥等の生息・生育する空間として敷地内にピオトープを配置する。
- 環境共生港湾（エコポート）の形成
エコポートモデル事業として、堺東北港堺2区地先において整備予定である人工干潟（約10ha）について、実施設計等に必要な現地測量及び土質調査等を行う。
- 環境共生都市「水と緑の健康都市」の整備
多様な生物の生息空間の創出及び多様な自然環境の創造のため、本地区の北部に設置する森林公園の実施設計を行う。
- 阪南スカイタウンの水辺環境整備
阪南スカイタウンの水辺環境整備の一環として、周辺河川においてホタルの生息状況を調査するとともに、ホタルの繁殖実験を行い、自然環境の復元を図る。

② ピオトープネットワークの形成

- 拠点となるピオトープを結ぶ河川の環境整備
石川等の河川について、生態系に配慮した多自然型川づくりを推進する。

関係法令を厳格に運用することによりその適切な保全と管理に努める。

- 国定公園区域の保全
優れた自然の風景地の保護とともに、その利用の増進をもって府民の保健休養等に資する国定公園区域内では、自然公園法に基づく許可権限を厳正に運用することにより、開発の抑制を図り、自然環境の保全に努める。

- 近郊緑地保全区域の保全
無秩序な市街化を防止するとともに、都市住民の健全な心身の保持増進や公害の防止を図る目的で指定された、近郊緑地保全区域内における自然環境を保全するため、その指導指針に基づき開発抑制を指導する。

- 「自然環境の保全と回復に関する協定」制度等による緑地等の保全
住宅地の造成等の自然環境に及ぼす行為を行う者に対し、「自然環境の保全と回復に関する協定」を知事と締結することを義務づけ、一定の緑地等を確保させるなど自然環境への配慮を求めるとともに、森林機能の保全を図る。

② 巡視制度の活用

- 自然環境保全指導員制度の運用
府民参加による自然環境の保全、巡視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視、指導を行うとともに、関係行政機関への通知や府への報告等、連絡を密にして措置を必要とする事項にも迅速に対応する。

- 森林保全員制度の運用

森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員を各市町村に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に資する。

- 自然公園指導員の活用
大阪府及び大阪府下国定公園関係自治体との連携の強化を図るなど自然公園指導員の活動の充実を図る。

③ 森林の公益的機能の維持・増進

- 森林造成事業の推進
府下一円を森林を対象に単層林整備（造林、下刈、除、間伐、枝打ち）、複層林整備（樹下権裁、下刈）、育成天然林整備（改良）について事業実施、助成を行う。

- 治山事業の推進

森林の維持造成を通して、山地に起因する災害から府民の生命・財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図るため、治山ダム工、山腹工及び森林整備などを実施する。

- 森林景観保全整備事業の推進
適正な管理が行われず荒廃が進み、周辺環境や景観に著しい支障を及ぼしている国定公園内の森林について、周辺環境の改善と国定公園にふさわしい森林景観の回復を図るため、適正な森林施策を実施する。

- 保安林整備緊急対策事業の推進
現に荒廃しているか、あるいは放置しておく危険がある保安林を対象として、権裁（単層林整備、複層林整備、育成天然林整備）、保育（下刈、除、間伐、

- 拠点となるピオトープを結ぶ緑の整備
点在するピオトープを緑で有機的に結び、野生動物植物の移動を活発にすることで、多様な生態系を創出する。

第2節 多様な自然環境の保全・回復、活用

第1 貴重な自然の保全

- ① 自然環境保全地域等の指定と保全
■ 自然環境保全地域の指定と保全
自然度の高い自然環境を保全するため、府自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の指定に努め、既存の指定地域（高槻市本山寺など5地域）について維持管理に必要な措置を行う。
- 緑地環境保全地域の指定と保全
樹林地、水辺地等を含む区域若しくは歴史的文化的遺産等を含む区域で、その自然環境を保全することが特に必要な区域について、府自然環境保全条例に基づく緑地環境保全地域の指定に努め、既存の緑地環境保全地域（能勢町三草山）について維持管理に必要な助成を行う。

- ② 天然記念物等の保全
■ 和泉葛城山ブナ林の保全
天然記念物である和泉葛城山ブナ林を保全するため、ブナ林の生育区域を広げるため、天然記念物として周辺森林において、ブナの稚苗養成、植樹造林、植樹造林地の保育の事業を行うとともに巡視管理等を実施する。

- 府下の天然記念物等の保護増進
和泉葛城山ブナ林をはじめ、国ならびに府の指定天然記念物となっている樹木等の保護と増殖を図るため、所有者が行う樹勢の回復や、腐食防止、除虫等の措置について、指導・助成を行う。

- ③ 自然海岸の保全
■ 長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区の保全・整備
岬町の長松及び小島の自然海岸保全地区において、清掃、ごみの回収を行うとともに、両地区の紹介パンフレット等の配付を行う。

第2 森林環境の保全・整備

- ① 森林地域の保全
■ 保安林の保全・管理
第5期保安林整備計画に基づき、主として、「公衆の保健」を目的とする保安林（保健保安林）の指定に努める。また、引き続き保安林を森林保全の核として位置づけ、

枝打ち)を実施する。

■間伐の促進

森林の多面的機能の維持増進を図るための基本的な施策である間伐実施に対して助成する。

第3 地域緑地の保全

①緑地保全地区の指定拡大の推進

■緑地保全地区の指定拡大の推進

市町村に対し、10ha未満の面積の緑地保全地区について、積極的な対象地の廻り起こしと地区指定を働きかけ、都市における貴重な緑地を保全する。

②鎮守の森等の保全

■鎮守の森整備事業の推進

十二神社(池田市)、壺井八幡宮(羽曳野市)において、みどりの育成や風致の保全、簡易な利用施設等の設置を実施する。

■風致地区の指定・保全の推進

風致地区において、風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

第4 農空間の保全と活用

①農村地域の保全整備・活用

■農業の振興

農業生産活動等を通じて、農地・ため池等の自然環境の適正な維持管理を図り、農村地域を豊かな緑、水、ゆとりある空間にするため農業の振興に努める。

■広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進

市町村段階における交流型農業の育成整備に関する構想の策定並びに構想具現化のため、柏原市他6市町における構想の策定及び推進事業を助成する。

■赤とんぼ計画の推進

地域の特性にふさわしい秩序ある土地利用の構想及び整備を考慮した実施計画を策定し、特色のある地域づくりを進めていくため、事業化に向けて地元権利者及び関係機関と協議を図っていく。

■農空間整備事業の推進

農地・集落・里山などからなる農空間において、生産基盤の強化、安全で暮らしやすい農村の整備、住民が親しむみどり豊かな環境整備など農業と都市が共生するまちづくりを目指すため、府が平成8年度に策定した大阪府農空間整備基本方針に基づき、平成8年度から10年度までの3ヶ年の間に市町村による地域整備計画策定を推進する。

②「農」文化の総合的振興

■広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進

市町村段階における交流型農業の育成整備に関する構想の策定並びに構想具現化のための推進事業を実施する。

③「農」の教育的機能の増進

■府民牧場の整備

府民牧場を持つ、豊かな自然空間・家畜とのふれあい・畜産について学ぶなどの機能を最大限に生かし、府民に牛や羊などとのふれあいを楽しんでもらいながら、酪農への理解を深める施設として整備するため、施設等の基本設計と実施設計、既存施設の撤去工事及び造成工事を行う。

第5 水辺環境の保全と活用

①河川環境の整備

■河川環境整備事業の推進

生態系の保全・再生を行い、生き物にやさしい自然環境に配慮した多自然型川づくり等の水辺整備を実施する。

■わんどの保全

貴重な淡水魚である天然記念物のイササマハラをはじめ様々な水生生物の保護増殖を図るため、水生生物の生態及び生息環境調査を通じて、その生息・繁殖の場としてのわんどの重要性を広く普及するとともに、関係機関に対して保全について働きかけを行う。

■水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

個々の溪流の特色を活かした水と緑豊かな溪流づくりを免除川(交野市)等で推進する。

■砂防環境整備事業の推進

都市周辺の溪流において緑と水辺の空間を確保するため、水越川で親水護岸工及び散策道整備等を行う。

■河川水質の保全

平野川のスカム対策として浄化用水の導入を進めるとともに、東除川で薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の施工を行う。

■河川流量の確保

河川流量の確保(多様な水源の確保)に向け、関係部局との調整を図っていく。

■「河川水辺の国勢調査」の充実

ヒオトープの創造をテーマとした川づくりを推進するため、河川の魚介類、底生生物等の生息状況の調査を行う。

■ダム湖周辺整備の推進

狭山池ダムにおいて、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

②農業水路の整備

■いきいき水路モデル事業の推進

農業用水路を農業用水のほか、安全なまちづくりへの活用あるいは水と緑豊かな水

辺つくりをめざし、長瀬川（東大阪市・八尾市・柏原市）、津之江水路（高槻市）等において親水・景観保全施設などの整備を推進する。

- ③ため池環境の整備
- オアシス整備事業の推進
ため池の快適環境づくりを進めるため、光明池（和泉市・堺市）、狭間池（岸和田市）、小寺池（高槻市）他6地区において親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行う。
- 地域総合オアシス整備事業の推進
熊取地区（熊取町）他4地区で、ため池が広範に点在している地域においてため池を群としてとらえ、多面的な機能を活かした総合整備を行う。
- ため池の水質の保全
オアシス整備事業、地域総合オアシス整備事業の中で植生や噴水によるばっ気を行い、ため池の水の浄化を行う。
- ため池環境コミュニティの支援
ため池環境づくりを進めるにあたり、住民参加の機運を盛り上げるため地域の住民によるコミュニティの形成、及びその活動の支援を行う。

- ④海辺環境の整備
- なぎさ保全創造事業の推進
泉南市樽井において、約4haの覆砂を実施することにより、水産資源の保護、回復を図るとともに、副次的になぎさを府民の憩いの場等として保全活用する。
- 漁場保全対策事業の推進
小規模漁場保全事業（海底堆積物の回収、除去）及び水域環境クリーンアップ事業（海中浮遊ゴミの回収、除去及び啓発活動）を行う。
- 魚礁の設置
大阪湾の泉佐野市地先で1,200空^mの並型魚礁、大阪南部地区で2,500空^mの大型魚礁を設置し、水産資源の増大に資する。
- 自然調和型漁港推進事業の推進
深日漁港において増殖機能付護岸を整備する。
- 空港周辺海域整備事業の推進
水産動植物の採捕禁止区域に設定した関西国際空港周辺海域において、大阪湾の水産資源の保護、培養の場としての機能を維持していくため、海域監視及び稚魚放流を行う。
- エコポート（環境と共生する港湾）の整備
エコポートモデル事業として、堺泉北港堺2区地先において整備予定である人口干潟（約10ha）について、実施設計等に必要となる現地測量及び土質調査等を行う。
- 栽培漁業センターの活用
大阪湾の中高級魚介類の培養を図るために、平成3年度に堺町に整備した栽培漁業センターを活用し、クルマエビ、ヨシエビ、ガザミ、クロダイ、マコガレイ、オニオコゼ、アカガイの計7魚種の計7魚種の生産、放流を行い、栽培漁業の推進を図る。

第3節 自然とふれあう場と機会づくり

第1 自然公園の整備・管理

- ①自然公園施設等の整備・管理
- 自然公園整備・管理・運営事業の推進
金剛生駒紀泉国定公園及び明治の森真面目国定公園の利用拠点施設の補修工事や清掃などを適切に実施するとともに、公園利用者に対する解説を行うなど自然公園の適正な管理運営を行う。
- また、緑の文化圏むろいけ園地に遊歩道を整備するなど、自然公園利用施設の整備を実施する。
- 府民の森利用促進・管理・運営事業の推進
金剛生駒紀泉国定公園内に設置した府民の森の利用促進を図るため、ほした園地の大吊橋やクライミング施設、ちほや園地のエコ・ミュージアムなど地域の特性を活かした自然とふれあえる拠点施設の整備を行う。
- また、府民の森利用者が、自然とのふれあいの機会を持つことができるよう、各種イベントやPR活動を実施する。

- ②適正な利用の誘導
- 府民の森パークレンジャーの活用
府民の森をフィールドとした自然観察会などのイベントを企画・運営するボランティア「府民の森パークレンジャー」を育成し、イベントを通して参加者に自然との正しい接し方を指導することで、自然環境を保全し、自然公園利用の適正化に資する。
- 森林クリーンアップの推進（一部新規）
山地における美化意識の啓発を目的とし、毎年11月を「山地美化キャンペーン月間」と定め、自然公園、自然歩道を有する市町村において関係団体、一般府民の取組のもと各種キャンペーン事業を実施（実施主体：府、府下22市町村）するとともに、国定公園内におけるごみ投棄防止施設の設置に対する助成やごみの撤去を行い、ごみを捨てにくい環境をつくる。

- ③国定公園の拡大
- 金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備（新規）
平成8年に区域拡大された金剛生駒紀泉国定公園の拡大地域において、特別天然記念物である和泉葛城山ブナ林とその周辺地域の自然景観を保全、修復するための施設整備のほか自然歩道や公衆トイレなど利用施設の整備、拠点施設整備のための基本計画策定などの事業を行う。
- ④府立自然公園構想の推進
- 府立自然公園構想の推進
北摂山系の優れた自然景観の保全や自然とのふれあいの場としての活用を図ることを目的とした府立自然公園構想の具体化に向け、地元及び関係団体との協議調整を行う。

第2 森林とのふれあいの場と機会づくり

① 利用拠点の整備

- 森林利用施設の整備・管理
みどりの大阪21推進プラン等に沿って、自然や歴史・文化とふれあう利用拠点を整備する（周辺山系保全利用事業）。

■ 長距離自然歩道の整備（一部新規）

野外レクリエーションや自然観察等を目的とし府民の森をはじめとする森林利用拠点及び「東海自然歩道」や「生駒縦走歩道」「ダイヤモンド・トレール」の既設自然歩道をリンクさせながら、周辺山系を環状に貫く全長約300kmの自然歩道を整備する。

三山系のうち「北摂地区」「金剛生駒地区」については引き続き環状自然歩道整備事業で、「和泉葛城地区」については新規に近畿自然歩道整備事業で整備を行う。

■ 山に親しむ府営公園の整備

周辺山系の里山に見られる風致や自然の緑を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、人と自然の共生を体験、学習し、親しむ公園として、山田池公園等の開設面積の拡大を行うとともに、施設の充実を行う。

② 府民参加の森づくり

■ 府民参加の森づくり事業の推進

府民に自然とふれあう場を提供するため、分取林方式を導入し、府・市町村、森林所有者及び地元住民が共同して下刈、除・間伐、枝打ちを中心とした保育作業を行う。

③ 森林と木にふれあう機会の提供

■ 森林教育実施事業の推進

小学校児童、中学校、高等学校生徒を対象として、実施モデル地区に「学びの森」を整備し、そこを拠点とした林業体験学習（間伐・枝打ち）及び自然観察会を実施する。

■ 木工教室等の開催

直接木材に触れることにより、木材の特性を認識するとともに森林・林業の理解を深めるため、府・市が開催する鳳林業祭において、木工教室を実施する。

第3 水辺でのふれあいの場と機会づくり

① 河川でのふれあひ

■ 河川環境整備事業の推進

自然環境に配慮しながら、遊歩道や広場階段護岸の整備など、水辺の整備を進めるとともに、イベントの開催等を通じて府民に水辺の保全・資源保護の重要性を啓発・普及していく。

■ ふるさとの川整備事業の推進

城北川、内川、松尾川、香木川、飛鳥川において、周辺の景観や地域整備と一体と

なった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。

■ 魚に親しむ川づくりの推進

漁業権河川において、親子によるマス釣り体験事業を実施し、これらを通じて水産資源保護、環境保全の啓発を図る。

■ 魚とふれあえる水辺の整備

遊漁者及び河川利用者に利用マナーの向上、資源保護の意識啓発を行うために、漁業権河川において、ハンフレットの配布、指導員の巡回指導及び漁場のクリーンアップ等を行う。

■ 水質保全啓発活動の推進

快適な水辺環境の保全・創設のため、府民活動用啓発パンフレットを作成するとともに、子供たちによる活動について支援を行う。

■ 河川公園の整備

石川河川公園などの開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園の維持管理等の負担を行う。

■ ダム湖周辺整備の推進

「狭山池ダム景観整備基本計画」に基づき、池周辺の環境や景観の保全・再生・創出を図る。

■ 河川愛護月間、森と湖に親しむ月間等による啓発

河川愛護月間（7月）において、ポスター等による広報、河川クリーンキャンペーン等の行事を実施する。

森と湖に親しむ月間（毎年7月21日～31日）において、箕面川ダム親子ウォーキングラリーを実施する。

■ 砂防環境整備事業の推進

都市周辺の渓流において緑と水辺の空間を確保するため、水越川で親水護岸工及び敷道整備等を行う。

■ ふるさと砂防事業の促進

唐川（太子町）及び牛滝川支川（岸和田市）において、地域整備計画と連携した砂防事業を行う。

■ 水と緑豊かな溪流砂防事業の推進

個々の溪流の特色を活かした水と緑豊かな溪流づくりを免除川（交野市）等で推進する。

② ため池でのふれあひ

■ いきものにふれあうオアシス整備事業

山間部や丘陵地にあるため池やその周辺の生物環境に配慮しつつ、人が生きものとのふれあう場や自然環境教育の場として、活用される施設を設置する。

■ ため池愛護月間、オアシス月間による啓発

ため池愛護の意識づくりを図るため、5月をため池愛護月間として、また、ため池の水と緑豊かな快適環境づくりを推進するため、11月を「オアシス月間」として広報啓発活動を行う。

■ オアシス・クリーンアップ・キャンペーン推進事業の推進

府民参加によるため池のクリーンアップ（清掃）などを通じた啓発活動を行う。
また、11月をオアシス月間として、オアシス・クリーンアップ・キャンペーン等を開催する。

③海辺でのふれあい

■二色の浜環境整備事業の推進

阪南6区、二色の浜海浜緑地において、海浜レクリエーション、マリンスポーツの拠点の整備の一環として、海浜緑地の広場整備等を行う。

■海に親しむ府営公園の整備

海浜の立地を活かし、海浜型レクリエーションの拠点となり、海辺の修景を図るための公園として磯浜等の施設の充実を行う。また、今夏、18番目の府営公園として、せんなん里海公園をオープンする。

■ふれあい漁港漁村整備事業の推進

緑地機能や親水機能を持った防波堤及び護岸、水と緑に親しめるウォーターフロントモール、多目的広場の整備など、漁港や漁村の良好な自然環境や特性を活かした親しみやすく、住みやすい漁港・漁村整備を深日漁港及び小島漁港において行う。

■海岸愛護月間による啓発

大阪府海岸美化運動を年2回、二色の浜、岬長松海岸において実施し、海岸清掃を行うボランティア団体への物的支援を行う。また、ポスター等により海岸愛護月間（7月）のPRに努める。

■海辺の教室等の開催（瀬戸内海環境保全普及活動事業）

海辺での自然観察会など啓発事業を行う。

第4節 自然環境の保全・創造のための活動の推進

第1 推進体制の整備

①推進体制の整備

■大阪府みどりの基金の運用

大阪府みどりの基金の運用益を活用し、市街地の緑化推進を図るため、民間施設の緑化に対して助成を行うほか、緑化樹の配付や施設緑化の植栽支援の実施、市街地の優良な施設緑化に対する表彰を行う。また、（財）大阪みどりのトラスト協会の活動に対し助成し、自然環境の保全・緑化推進の啓発普及を図る。

■（財）大阪みどりのトラスト協会事業の展開

（財）大阪みどりのトラスト協会が実施するブナ林保全整備管理事業等の自然環境保全事業、みどりの人材銀行運営事業及び緑の少年団育成事業等の普及啓発事業に対して助成を行う。

■自然環境保全指導員制度の運用

府民参加による自然環境の保全、監視制度である自然環境保全指導員制度の運用により、周辺山系を適切に保全するための監視や指導を行う。

■森林保全員制度の運用

森林の保全、管理に精通し、山地パトロールを行う森林保全員を各市町村に配備し、林野火災の予防、林地開発規制、保安林、府営林の管理に資する。

第2 自主的な活動の促進

①自然環境教育及び学習の振興

■自然環境に関する教育及び学習の振興

学校教員等を対象に自然観察会、ネイチャージャーゲームなどを実施し、自然とのふれあいを通じて自然に対する正しい理解の普及を図る。

■広報活動の充実

みどり施策をはじめとする情報の効果的な発信を行うため、府発行各種広報紙の活用やみどり関係冊子（パンフレット）の作成、配付等を行う。

②自主的な活動の促進

■自然環境に関する情報の収集・提供

府政たよりをはじめとする府発行情報誌の活用やパンフレットの作成・配付等を行う。府民に対して自然環境に関する情報の効果的な発信を行う。

■緑化・森林づくり情報の収集・提供（新規）

府民が行う森林づくりボランティア活動に対して参加者と受入側をつなぐ情報提供を行うネットワークを整備するため、インターネットにホームページを作成する。

■活動に対する技術的な指導・助言

自然環境保全活動参加者に対して、技術的な指導・助言を実施することにより、自然に対する理解を深めるとともに、活動の輪を広げていく。

■活動を指導する人材の育成

みどりすと（みどりのボランティア）やパークレンジャー（自然公園解説ボランティア）他、自然環境保全活動を促進させるための人材を育成する。

■みどりの人材銀行運営事業の推進

みどりすと（みどりの情報センター）の人材の登録、研修会の開催、育成・派遣を行う。また、みどりの情報センターを運営し、みどりに関する情報を収集する。

■緑の少年団育成事業の推進

緑と親しみ、育てる活動を通じて、心豊かな社会人に成長することを目的とした緑の少年団の活動の輪を広げるため、大阪府緑の少年団連盟の交流活動を推進する。

第4章 文化と伝統の香り高い環境の創造

文化と伝統の香りの高い環境を創造するため、せんなん里海公園の新規開設など府営公園を整備するほか、河川環境の整備や緑化運動の推進など水や緑に親しむことのできる潤いと安らぎのある都市空間の形成を図るとともに、地区計画制度・総合設計制度等の活用による良好な建築計画の誘導やまちづくり功労者の表彰等により、地域の個性を活かした美しい景観の形成に努める。また、富田林寺内町の町並みの保存や、価値の高い文化財を良好な状態で保全するための史跡・名勝等の指定、狹山ダム資料館（仮称）の建設など歴史的文化的環境づくりに努める。

第1節 潤いと安らぎのある都市空間の形成

第1 緑豊かなまちづくり

① 都市公園の整備

■健康と生きがいを支える府営公園の整備
府営服部緑地他6公園の維持管理を行うとともに、蜻蛉池公園の開設面積の拡大を図る。また、今夏、服部緑地のプールをリニューアルする。

■市街地に広大な森林をつくる府営公園の整備
府営大泉緑地の開設面積の拡大と施設の充実を図るとともに、施設の維持管理を行う。

■市町村公園緑地整備への助成
住民が身近に利用する街区公園、近隣公園など9公園の整備を行う7市に助成を行う。

② 道路・街路等の緑化

■街路樹等の整備
信号待ちの場所に木かけを提供し、草いすの通行に配慮した植樹所の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や遊歩道の確保に努める。

③ 公共施設の緑化

■庁舎・府営住宅の緑化
市街地のみどりの中心となる施設の基本方針を定めた「施設緑化10カ条」に基づき庁舎等の緑化を推進する。
まちの「みどりの拠点」となり周囲の環境と調和する公共建築物の整備を行う。また、中高層の府営住宅を対象に植樹するとともに、植木等の管理を自治会等住民が行えるよう誘導する。

さらに、既設の府営住宅においても緑化などの環境整備を行う。

■ボケットパークの整備

府有建築物において、「施設緑化」と「潤いと憩いの場の提供」を図り、潤いと安らぎのある都市空間の形成に努める。

■府立学校の緑化

府立緑化センターの指導により、緑化樹配付事業等を活用し、府立高校の緑化に努める。

■下水処理場の緑化

高槻処理場他6か所を憩いの場として府民に開放するため、植栽等の整備を行う。

④ 地域緑化の推進

■緑化樹配付事業の推進

府下の苗畑で養成した緑化樹木を、住民が協同して行う植樹事業等に無償で配付し、緑豊かなまちづくりを進める。

■民間施設緑化推進事業の推進

地域環境の改善に寄与する公開性・公益性の高い民間施設の接道部や屋上等における緑化事業に対して助成を行う。

■緑化支援隊による緑化の推進

公開性・公益性の高い施設の緑化に対して、緑化計画の作成から土壌改良、緑化樹木の植栽、保育管理指導までを一体的に行い、実践を通じた緑化の普及啓発により、着実な施設緑化を進める。

■工場等の緑化推進

工場緑化用樹木の配付等により、工場環境の緑化を促進する。

■緑化の知識の普及、指導

府立緑化センターを運営し、緑化に関する総合的な指導及び相談を行う。また、「大阪府緑化支援隊」の活動により、実践を通じた緑化の普及啓発を図る。

服部緑地と大泉緑地において開設している花と緑の相談所において、専門の相談員による樹木や草木などの身の周りの緑化に関する相談のほか、展示や実習等を行う。

■大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）

建築物等の敷地内や壁面、屋上などに緑化が行われているものうち、これからの施設緑化のモデルとなる優れた緑化施設を府民からの推薦をもとに、選考委員会による選考により特に優れたものを表彰する。

■緑化運動の推進（一部新規）

府民と一体となった自然環境の保全、市街地緑化の推進のため、みどりの基金事業やトラス協会事業のほか府民の緑化意識の高揚を図る大阪府植樹祭や緑の募金運動等の普及啓発事業を展開し、緑化運動の推進に努める。また、国土緑化運動を推進する全国行事「全国青樹祭」の平成11年度開催に向けて準備を進める。

■緑地協定・市民緑地制度等の活用

都市緑地保全法に基づく市民緑地制度、緑地協定制도를活用し、市街地の緑地保全管理と緑化を推進するため、市町村に対して住宅地造成者、地域住民団体への緑地協定締結の促進及び市民緑地制度の活用を働きかける。

- 緑化センターの活用
府立緑化センターを運営し、地域での自主的な緑化活動を支援する緑化の普及、指導機関としての活用を図る。
- 風致地区の保全
風致に影響を及ぼす開発行為や建築物の規制等を行うとともに、適切な指導を行う。

第2 水辺環境の整備

- ①河川環境の整備
 - 河川環境整備事業の推進
環境護岸や高水敷、遊歩道、桜づつみの整備などを芥川、石川、安威川、天野川等において実施する。
 - 治水緑地の整備
恩智川中・上流部の4地区において、レクリエーション等の多目的利用も含めた治水緑地の整備を推進する。
 - ふるさとの川整備事業の推進
城北川、内川、松尾川、春木川、飛鳥川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
 - 河川再生事業の推進
道頓堀川において、治水機能と河川環境の向上を目的に河川の二層化などの整備を行う。

■河川公園の整備

- 府岩石河川河川公園などの開設面積の拡大及び施設の充実を進める。また、国営淀川河川公園の維持管理等の負担を行う。
- 地域交流拠点(水辺プラザ)の整備
天野川において、自然や歴史の学習の場、交流の拠点となる水辺プラザを整備する。
- 河川浄化事業
東除川で薄層流浄化、大和川支川で支川対策浄化施設の設置、平野川で汚泥のしゅんせつなどを行う。
- スパー堤防の整備
西区岩崎地区及び此花西部臨海地区における市街地再開発等と一体となって、安治川において緩傾斜堤防(スパー堤防)を整備し、親水性の向上を図る。

②海辺環境の整備

- 南大阪湾岸整備事業の推進
りんくうタウンにおいて公園、緑地の整備等を行う。
- 港湾環境整備事業の推進
堺泉北港において、泉北6区の中央緑地・緑道の整備、泉大津旧港における先端緑地の整備を進める。また、阪南港において岸和田旧港及び木材地区における緑地整備を進める。
- エコポート(環境と共生する港湾)の推進

エコポートモデル事業として、堺泉北港堺2区地先において整備予定である人工干潟(約10ha)について、実施設計等に必要となる現地測量及び土質調査を行う。

■海に親む府営公園の整備

海浜の立地を活かし、海浜型のレクリエーションの拠点となり、海辺の修景を図るための公園として、海浜等の施設の充実を行う。また、今夏、18番目の府営公園として、せんなん里海公園を新規オープンする。

■理立地の活用

堺第7-3区に設置した「みなと堺グリーンひろば」を4月から11月の日曜・祝日に府民に開放する。

③ため池や水路等の整備

- オアシス整備事業の推進
光明池(和泉市・堺市)、小寺池(高槻市)他7地区で、ため池の快速環境づくりを進めるため、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進する。

■いきいき水路の整備

長瀬川(東大阪市・八尾市・柏原市)、津之江水路(高槻市)などにおいて、農業用水路を農業用水のほか、安全なまちづくりへの活用あるいは水と緑豊かな水辺づくりをめざし、多面的な整備を推進する。

第3 ゆとりあり空間の確保

①歩道等の整備

- 歩行者用道路の整備
歩道の設置を行うとともに大規模自転車道を整備する。
- サイクリング・ロードの整備
北河内自転車道(大規模自転車道)の整備を進める。
- 休憩場・案内標識の設置
簡易パーキング(太子町道の駅)の整備を行うとともに、道路の案内標識を設置する。

■街路樹の整備

信号待ちの場所に木かかげを提供し、車いすの通行に配慮した植樹の改良を行うなどの「人にやさしい緑の道づくり事業」を推進するとともに、防火機能の高い樹種の導入や植樹密度を高め、災害時の延焼防止や避難路の確保に努める。

■透水性歩道の整備

透水性のあるインターlockingブロック舗装による歩道の再整備を行う。

②広場等公共空間の整備

- 公開空地の確保
建築基準法による容積率、高さに関する形態規制の一部の緩和ができる総合設計制度の活用により敷地内における公開空地を確保し、良好な市街地環境の形成を図る。

③歩道の通行性の確保

- 電線類の地中化の促進
道路下に電線類を共同に収容する施設を設置し、電線及び電柱を道路上から除去する電線共同溝事業の推進を図る。
- 放置自転車解消のための広報・啓発
めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないという府民の意識の高揚を図るラジオスポット放送や街頭キャンペーンを実施する。
- 違法看板等の撤去
公衆に対する危害防止のため、違法屋外広告物の除去作業を行う。

第2節 美しい景観の形成

第1 公共事業等による推進

- ①美しい公共施設づくり
■府有施設の整備
府有施設の整備にあたっては、「大阪府公共建築整備指針」及び「大阪府公共建築整備マニュアル」に基づき、周辺環境との調和を図り、まちの魅力を高め都市の景観をリリーする美しい施設づくりを進める。
- 府営住宅の整備
府営住宅の建設にあたり、住棟配置、植樹、幼児遊園等の整備について、周辺環境との調和を図り、地域の景観の向上に努める。
- 橋・道路等の景観配慮
橋や道路などの土木構造物の整備に際して、周辺の景観との強調・調和・融合に配慮する。
- 街路灯、ガードレール、橋樑等の景観配慮
駅、公共施設等周辺において、地域の景観に配慮した道路照明灯、防護柵、道路標識の整備を図る。

第2 適切な誘導・規制

- ①適切な誘導・規制
■土地利用規制等既存法令による規制
都市計画における土地利用計画の実現を図るとともに、市街地の環境を保全するため、用途規制制度に従い、建築基準法の適正な運用を行う。
- 地区計画・総合設計制度等の活用
地区計画制度の積極的な活用により、公共施設の配置と建築物の形態等を一体的・総合的に誘導し、良好なまちなみの保全・整備を図る。また、地区計画において定められている地区施設道路を整備する市町村に対し補助を行う。
地区の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、地区計画制度、再開発地区計

画制度、総合設計制度などの活用を促進しており、総合設計取扱要領により、敷地内に一定規模以上の空地を確保し、緑地等を設けるなど市街地環境の向上に資する良好な建築計画を誘導する。

- 建築協定制度の活用
建築協定地区の相互の連携をはかり、共通する諸課題について検討する大阪府建築協定地区連絡協議会を支援するとともに、大阪府建築協定行政連絡協議会を運営し、制度の普及を図る。

- 市町村の景観マスタープランの支援
地域性を考慮した景観づくりを図るため、市町村独自の景観形成基本計画（景観マスタープラン）の策定を技術的支援を通じて促進する。

- 景観形成ガイドライン等の活用
府民の代表者や学識経験者などで構成する「美しい景観づくり府民会議」の提言を踏まえ、「大阪府都市景観ビジョン」の実現に向けて、府民、事業者、行政が適切に役割を分担しながら、総合的、計画的な景観施策を展開する。

- 密集住宅市街地整備促進事業
老朽化した民間の木造賃貸住宅等が集中する10地区において、老朽住宅の除却、建て替えや公共施設の整備等を行う豊中市3市に助成する。

- 街なみ環境整備事業の推進
市町村が実施する街なみ環境整備事業の円滑な進捗を図るため、施行者に対し、促進区域の指定、整備方針策定、事業の施行について助言、指導監督を実施する。

②景観を阻害する行為の抑制

- 景観を損なう屋外広告物の指導、撤去
美観風致の維持及び公衆に対する危害防止のため、条例に基づく屋外広告物の規制・指導を行うとともに、違法広告物の除去作業を行う。
- 散乱廃棄物（ポイ捨て防止）対策の検討
「散乱廃棄物対策庁内連絡会議」において、効果的なポイ捨て防止対策を検討するとともに、「大阪府廃棄物減量化リサイクル推進会議」において、環境美化月間事業の充実を図る。
- めいわく駐車や放置自転車等の解消に向けた府民運動の展開
めいわく駐車や自転車の放置をしない・させないという府民の意識の高揚を図るため、ラジオスポット放送の実施や街頭キャンペーン、街頭指導を行う。

第3 景観づくり活動等の促進

- ①美しい景観への関心づくり
■イベント等の開催
活力あふれる潤いのある魅力的な都市景観づくりを推進するため、イベント等の啓発事業により府民の意識の高揚を図る。

■大阪都市景観建築賞

府民からの推薦を受けた建物・まちなみを対象に、審査委員会の審査により選ばれた優秀な建物・まちなみを大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）として表彰するとともに、記念講演会等を実施する。

■まちづくり功労者の表彰

新しい景観づくりにも含めた魅力あるまちづくりの推進のため、顕著な功績のあった個人・団体を表彰する。また、まちづくり講演会やパネル展、まちづくり事例の見学会も併せて実施する。

■マスターアーキテクト方式による魅力あるまちなみ形成の推進

阪南スカイタウンにおいて、一人の建築家を中心となり、まちの景観を調整するマスターアーキテクト方式の導入により、魅力あるまちなみの形成を図る。

②活動の支援

■団体等の交流の場の設置

府民、事業者、行政の協働による美しい景観づくりのため、大阪美しい景観づくり推進会議を運営する。

■美化運動の支援

中環をきれいにする日、外環クリーン月間、道路美化モデル区間において、自治会や市町村と共同し、道路の清掃や、道路美観についての広報・啓発活動を行う。

第3節 歴史的文化的環境の形成

第1 歴史的文化的遺産を活かしたまちづくり

①歴史的町並み等の保全

■歴史的建造物群の保存

富田林寺内町の町並みが、国の重要伝統的建造物群として選定を受けるために必要な条件整備等が完了しつつあるため、今後、市による国への選定申請等に関して指導・助言を行う。

②史跡・名勝等の文化財の保全

■史跡・名勝等の指定による文化財の保全

価値の高い文化財を良好な状態で保全し、後世に伝えるため、文化財の国指定、府指定に努める。

■史跡等、公有化整備事業への助成

史跡池上曾根遺跡（歴史ロマン再生事業）をはじめ、地域の歴史的文化的環境の核として重要な史跡等について、市町村の行う土地公有化事業や環境整備事業に対し、指導・助成を行う。

■文化財等の調査

近代遺跡の所在調査を引き続き実施する。また、大規模開発に対しては、有形文化財、無形文化財等も含めた総合調査を実施するよう事業者を指導する。

■埋蔵文化財の保全及び調査

埋蔵文化財包蔵地における開発工事については、事前に事業者との協議を行い、文化財が不意に失われぬように指導する。また、破壊のおそれのあるものについては、発掘調査を実施し、資料の整備・保存に努める。

③歴史的町並みを活かした施設づくり

■歴史街道の整備

道路ネットワークの整備や歴史的まちなみの保全、情報発信、イベントの開催等を民間企業、住民・市町村と連携して進める。

■歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備事業の推進

旧街道の歴史的町並みや景観に調和するよう、道路の美観化やデザイン照明・案内板の設置など、市町村が実施する整備事業について補助を行う。

■ウォーキング・トレイル事業の推進

自然や歴史・文化を感じさせる地域の拠点を連絡する歩行者専用道路等の整備事業について補助を行う。

■案内標識の整備

歴史・文化的史跡を案内するための、景観に配慮した標識の設置を行う。

■歴史の息づく水辺空間の整備

石川の河川環境整備事業「石川あすかプラン」の中で、自然ゾーンの護岸整備等を行うとともに、飛鳥川について「ふるさとの川整備事業」を推進する。

第2 開かれた歴史的文化的環境づくり

①博物館等の整備・運営

■府立博物館の運営

発掘調査で出土した遺物を近郊飛鳥博物館、弥生文化博物館、泉北考古資料館において計画的に収集整理し、成果を公開するとともに、特別展、企画展を開催する。

■日本民家集落博物館への支援

日本各地の代表的な民家を移築復元し、関連民具と合わせて展示する野外博物館である日本民家集落博物館の運営について支援する。

■狭山池ダム資料館（仮称）の建設

狭山池の堤体断面そのものや発掘された遺跡、遺構を保存、展示するため、狭山池ダム資料館（仮称）の建設を進める。

第5章 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造

②学習・情報提供の推進

■歴史情報の提供

文化財調査報告書を刊行する。また、発掘調査の成果を府民に理解してもらうため現地説明会を開催する。

■講座、イベント等の開催

府立博物館において、考古学セミナーや講演会を開催するとともに、土器づくりなどの体験学習を実施する。

■文化財指導員による指導

府下の指定文化財等の保存、管理に関して巡視を行い、文化財所有者等に対し指導・助言を行うとともに、文化財保護思想についての普及啓発活動を行う。

平成9年度は、6月にニューヨークで「国連環境特別総会」、12月に京都で「気候変動枠組条約第3回締約国会議」(COP3)が予定されている。

このようなか、地球環境保全に資する環境に優しい社会を創造するため、「地球温暖化防止」を共通テーマとして、「豊かな環境づくり大阪行動計画」の策定、シンポジウムの開催、地球温暖化防止行動指針(仮称)の策定などの取組を行う。また、APEC環境技術交流促進事業への参加やフロン回収・処理の促進、JICAと連携した開発途上国への技術移転など地球環境保全に資する取組を推進するとともに、環境共生型エネルギーの利用促進の観点から、廃熱や未利用エネルギーの有効利用の促進、「エコエネルギー都市・大阪計画」の検討などの環境に優しい地域づくりを推進する。

第1節 地球環境保全に資する取組の推進

第1 協働による行動の推進

①地球環境保全行動指針の推進

■地球環境保全行動指針の普及・啓発

府民・事業者・行政がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資する行動を行うよう豊かな環境づくり大阪府民会議において策定した「地球環境保全行動指針」の普及啓発を図る。

■豊かな環境づくり大阪行動計画(財団法人環境研究センター)の策定・推進

「豊かな環境づくり大阪府民会議」において毎年更新する「豊かな環境づくり大阪行動計画」を、平成9年度は「地球温暖化防止」を共通テーマに策定し、府民・事業者がそれぞれの立場で実践活動を積極的に展開する。

②行動規範づくり

■環境教育の推進

府民の地球環境に対する理解と認識を深め、自発的な取組を促進するために、多様な環境教育(学習)施策を実施する。

③拠点施設づくり

■環境情報コーナーの活用

環境に関連する図書、資料、ビデオ等を取集整理して広く府民に提供・公開するとともに、環境影響評価や地球環境問題に関する相談にも応じる環境情報コーナーを常設する。

■環境ふれあいひろばの設置促進

民間企業の協力を得て、環境にやさしい行動を府民に促す場として、気軽に交流し

ながら環境に関する情報を得ることができ「環境ふれあいひろば」の普及を図る。

- ④ ネットワークづくり
- 豊かな環境づくり大阪府民会議
「豊かな環境づくり大阪府民の集い（仮称）」を開催するとともに、情報誌「かんときょう夢ひろば」の発行やインターネットを活用した「かんときょう交流ルーム」などにより、構成団体間の情報交流を促進する。
- 地球環境関西フォーラムへの参画
地球環境問題の克服に寄与することを目的として、関西の企業、自治体、消費者団体、学識経験者等で組織する「地球環境関西フォーラム」に参画し、より実践的な取組や調査・研究を行う。
- 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議の運営
循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、府、市町村、事業者団体、住民団体及び学識経験者で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ減量化・リサイクルについての調査研究や啓発事業を実施する。
- 大阪府省資源運動推進会議
民間レベルにおける省資源・省エネルギーの推進を図るために設置された本推進会議を通じて、啓発リーフレットの作成や美しい暮らし展の開催等の啓発事業や各構成団体の情報交換を行う。

第2 地球環境問題への取組

- ① 地球温暖化防止対策の推進
- 「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」の推進（新規）
「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、府民の地球温暖化対策への理解を深め、ライフスタイルの変革を図るために、シンポジウムの開催や地球温暖化防止についての行動指針の策定を行う。
- 温室効果ガス等モニタリング調査等の実施
温室効果ガスである揮発性有機塩素化合物の府域における濃度レベルを把握するため、7種類の物質（PFC11、PFC113、クロロフルオロカーボン1,1,1-トリフルオロエタン、四塩化炭素、トリクロロエタン）及び3種類の代替フロン（HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-134a）について、都市域及びバックグラウンド地域において、モニタリング調査を実施する。
- 省エネルギー計画書の提出指導
「エネルギー使用の合理化に関する法律」に基づき、建築物に係るエネルギー使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、一定規模以上の建築物について省エネルギー計画書の提出指導を行う。
- ② オゾン層保護対策の推進
- フロンの回収の促進
フロン回収機・ポンペを府下の市町村等へ貸与し、フロンの回収を支援する。
- 大阪府フロン対策協議会の設置・運営

関係業界、行政、学識経験者等からなる「大阪府フロン対策協議会」を運営し、フロン回収及び適切な処理の支援、フロン回収・処理に関する啓発及び調査研究を行う。

- フロン破壊処理技術の普及促進
破壊処理試験が行われている施設へ回収フロンを搬送し、破壊処理調査に参画する。
- 代替フロンの環境モニタリングの推進
府下で使用量の多い代替フロン3物質（HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-134a）について、都市域及びバックグラウンド地域において、モニタリング調査を推進する。
- 脱フロン技術の普及
脱フロン技術に関する知識と経験を有する者を技術アドバイザーとして登録し、府下の中小企業の要請に応じ派遣し、技術指導を行い、中小企業の技術向上を図る。
- 府有建築物の環境整備
既存の府有建築物では、従来より特定フロンを使用した空調用冷凍機等が設置されているため、施設の建替計画や機器の耐用年数などと整合を図りながら順次特定フロンを使用しない機器に改善していく。

③ 酸性雨対策の推進

- 酸性雨のメカニズムの研究
府域における酸性雨発生機構解明の基礎資料を得るため、2定点における継続調査と年2季47地点において、酸性雨分析調査を実施するとともに、生駒山系における大気環境解析調査を実施する。また、府立大学を主担として、長距離輸送シミュレーションモデルによる動態解析を実施するほか、農林技術センターと共同して、府下森林定点における生態系影響調査を実施する。
- 酸性雨対策の実施
酸性雨の原因物質となる窒素酸化物、硫黄酸化物の排出を抑制するため、大気汚染防止法等に基づき工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地域冷暖房システムの導入、クリーンエネルギーへの転換などを促進する。

④ 森林、特に熱帯林の保全

- 森林、特に熱帯林の保全対策
地球環境保全の見地から、府域の森林についての保全を図る。また、国際協力を推進するため、熱帯地域を中心とした保全・再生について、これまで長年にわたり培われてきた治山、森林造成、緑化などに関する技術を活かせるよう検討する。
- 熱帯産木材の使用抑制
府有施設の建築工事において、熱帯林の保全を図るため「熱帯木材の使用抑制に関する基本方針」に基づき、針葉樹複合合板型枠等の使用や型枠を使用しない工法を取り入れ、熱帯木材の使用抑制に努める。

第3 開発途上国等に対する環境協力の推進

- ① 国際機関への支援
- UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援

開発途上国等の環境問題を解決するために設置されたUNEP（国連環境計画）国際環境技術センター（大阪）を支援し、地球環境問題に取り組むため、（財）地球環境センターに対して職員の出発、課題検討等を行う研究会及び環境啓発普及事業を実施する。

- 国際エメックスセンターへの支援
- 閉鎖性海域の環境保全と適正利用並びに国際協力の推進に資するため設立された国際エメックスセンターを支援するとともに、平成9年8月に開催予定の第3回国際エメックス会議に出席し、常任理事府県としての責務を果たす。
- 「国際環境自治体協議会(ICLEI)」との連携

国際的な連携と協調の下で、国際的視野に立った地球環境保全に関する国際的な自治体ネットワークである国際環境自治体協議会(ICLEI)との連携を図る。

- ② 国際技術協力の推進
- 海外友好提携都市との交流・協力
- 本府がこれまで蓄積してきた環境保全技術を活かし、その技術等を提供することにより、開発途上国の環境問題の解決を図るため、本府と友好交流関係にあるインドネシア東ジャワ州から環境保全に関する研修生の受入を行うとともに、中国上海市と水質保全に関する技術交流を行う。
- JICA（国際協力事業団）との連携
- JICAの「有害金属汚染対策コース」において、（財）地球環境センターとともに開発途上国からの研修員に対する技術研修を実施する。
- APEC環境技術交流促進事業
- 「APEC環境技術交流促進事業運営協議会」に参画するとともに、公害監視センターのコンピュータをインターネットに接続し、府が蓄積してきた環境に関する技術情報等を受発信する。
- また、同協議会によるワークショップ事業に参画し、APEC域内での環境技術交流を促進する。

- ③ 国際的な情報ネットワークへの参加
- 環境保全技術のデータベース化
- 地球環境問題への取組や都市域における環境問題に関する情報、府の公害対策の歴史や環境アセスメント制度の概要など環境保全技術に関する情報を海外に発信し、容易に検索できるようデータベース化を進める。
- インターネットの活用
- データベース化した環境保全技術情報を公害監視センターからインターネットを通じて開発途上国等に提供する。

第4 地球環境に関する調査研究の推進

- ① 調査研究体制の整備
- 地球環境問題に関する研究体制の整備
- 地球環境問題関連事業を総合的、体系的に実施するため、公害監視センター内に

「地球環境問題研究会」を設置し、情報収集、課題検討等を行う研究会及び環境啓発普及事業を実施する。

- ② 調査研究機関等との連携
- （財）地球環境産業技術研究機構との連携
- 地球環境問題の解決を図る技術開発のため、（財）地球環境産業技術研究機構に対して職員の派遣を行う。

第2節 環境に優しい地域づくり

第1 循環型社会へ向けた取組

- ① 省資源、省エネルギーの取組の促進
- 省エネルギー化の促進
- 大気汚染防止法等に基づく規制及び各種削減指導等に併せて、省エネルギー型施設への導入についても指導・啓発を行い、省エネルギー化を促進する。また、オフィスにおける省エネルギー行動の実践効果を把握するとともに、地球温暖化についての行動指針を策定することにより、家庭系・業務系における省エネルギー化の促進を図る。
- 省資源、省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組
- 啓発リーフレットの作成や「美しい暮らし」における消費者啓発、「省資源・省エネルギー国民運動リーダー研修会」の実施を通じて府民の省資源・省エネルギーに対する理解と協力を呼びかけ、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立をめざす。

- ② 環境共生型エネルギーの利用促進
- エコエネルギー都市・大阪計画の検討（新規）
- エネルギー利用による環境への負荷の低減を目的として、府内の実態に合う新エネルギーや最新の省エネルギー技術の活用とその効果をまとめた「エコエネルギー都市・大阪計画」の策定に必要な調査を行う。
- 地域冷暖房システムの導入促進
- 「地域冷暖房システムの導入に関する指導要綱」に基づき、業務用建築物が集中する地域への地域冷暖房システムの適正な導入を促進する。
- 太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進
- 府営村野浄水場に導入した太陽光発電システムの普及を促進するとともに、市町村をはじめとする関係機関、団体等へのシステム普及を促進するため、導入効果等の検討や啓発パンフレットの作成・配布等を行う。
- 廃熱利用

「廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用促進に関する指針」（平成9年2月）に基づき、啓発等を行い、廃熱の有効利用及び未利用エネルギーの活用を促進する。

■ごみ処理施設の余熱利用
未利用エネルギーの有効利用及びごみ処理における省エネルギーの促進を図るため、ごみ処理施設の余熱利用（ごみ焼却時の余熱による発電、周辺地域への温水・蒸気供給）が促進されるよう、市町村への情報提供や技術的援助を行う。

■上水圧力エネルギーの活用
高槻市内の郡家ポンプ場において、受水圧力エネルギーを有効活用し、水力発電を行う。

■環境共生住宅の促進
府営河内長野木戸住宅において、環境と共生するまちづくりを推進するため太陽光発電を利用した街灯等の設置や、住棟の中央部に風洞を設けて通風を高め空調エネルギーの省力化を図る“風の道”を設ける。

③廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
■ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの推進
「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、事業者・住民・行政の果たすべき役割と具体的な行動を取りまとめた「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進する。

■大阪府産業廃棄物管理計画の推進
事業者責任の原則のもと、「排出管理」「減量化」「適正管理」を基本目標とする「大阪府産業廃棄物管理計画」を推進する。

■建設副産物の再生利用の推進
資源の有効利用を図るため、建築物等の撤去工事において発生するコンクリート塊等を原則として再資源化施設へ処分するとともに、府有建築物の敷地内道路や駐車場、路盤材、舗装材等に原則として再生資材を利用する。

■大阪府流域下水道資源リサイクル計画（ミラクルプラン）の推進
流域下水道から発生する処理水・汚泥など有用な資源について、下水道事業の一環としてリサイクルを推進するため、安威川流域において、処理水の再利用のための送水幹線を引き続き建設する。

■水道残渣の有効利用の推進
三島浄水場の脱水ケーキを、園芸用土及びグラント用資材として有効利用を図るため、(財)大阪府水道サービス公社に委託し、製品の加工及び販売を行う。また、水道残渣の多面的な有効利用や減量化などを図るため調査を行う。

■環境共生建築技術の導入
「環境共生建築技術導入の手引き」に基づき、地球環境と共生する府有建築物の整備を推進する。

④経済的手段による環境負荷の低減
■中小企業公害防止、低公害車購入等資金融資制度の推進
中小企業近代化資金等助成法に基づき、設備資金を自力で調達することが困難な中小企業に対し、対象となる公害防止設備の購入にかかる費用の2分の1以内を無利子で貸し付けることにより中小企業の近代化、省力化を促進する。

中小企業近代化資金等助成法に基づき、対象となる公害防止設備の近代化を図ろうとする中小企業にかわって、(財)大阪府中小企業振興協会が設備を購入し、割賦販売又はリースを行う。

中小企業者が空室稼働化物排出量の少ない低公害な自動車に乗り換える場合などに、購入資金の融資あっせん及びこれに係る利子補給を行う。

■ごみ処理費用の適正負担のあり方等の調査、検討
「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」において、ごみ処理費用の適正な負担のあり方についての調査・検討を行う。

第2 基盤の整備

①緑と水の保全と創出
■公園・緑地、道路等の公共施設の緑化の推進
「緑の中の都市」を形成するため、公園開設面積の拡大を図るとともに、道路緑化事業、市町村補助事業を行う。

■民間施設の緑化の促進
市街地の大部分を占める民間施設を緑化することにより良好な地域環境を創出するため、みどりの基金を活用し、府域の民間施設における緑化事業への支援や、緑化意識の普及・啓発を通じ民間施設の緑化を促進する。

■ため池や河川環境の整備
ため池の快適環境づくりを進めるため、親水護岸や緑化、遊歩道、多目的広場等の整備を行い、水と緑に包まれたオアシス空間の整備を推進する。

■森林の保全管理、森林造成事業の推進
森林資源の培養と国土保全を図るため、府下一円の森林を対象に単層林整備（造林、下刈、除・間伐、枝打ち）、複層林整備（樹下植栽、下刈）、育成天然林整備（改良）について事業実施、助成を行う。

②都市構造、都市基盤の整備
■電気自動車などの低公害車の普及
民間分野における低公害車の大量普及に向けての初期需要の創出を図っていくためには、官公庁における率先導入が重要との認識から、平成9年3月に改定した「大阪府低公害車導入指針」に基づき、更新する庁内公用車すべてについて、基本的に低公害車への代替を図る。

また、低公害車の普及に必要な燃料供給施設について、関係自治体及び燃料供給事業者と連携しながら計画的整備を図る。

■物流関連施設の適正配置等による貨物輸送の効率向上の促進
物流輸送の大半を占める自動車輸送に起因する都市間交通混雑等の解消のため、既存の流通業務市街地（東大阪地区）の再整備による、機能の高度化等の検討を行うとともに、トラックターミナル等の新たな物流拠点の整備を検討する。

■公共輸送機関の整備、充実

大阪市営地下鉄の市域外延伸に対する補助、近鉄東大阪線利子補給、ニュータウン鉄道建設補助、鉄道軌道近代化設備整備補助を行う。

大阪モノレール〔環状モノレール（大阪空港～門真市）、国際文化公園都市モノレール（万博記念公園～東センター）〕において、支柱、駅舎、関連街路等の整備工事を行う。

■ノーマイカーデ어의推進

毎月20日をノーマイカーデーとし、ラジオスポット放送の実施、ポスターの作成・配付、ノーマイカーデーウォークの実施、電光掲示板への掲出、懸垂幕、横断幕の掲出を行う。

■情報ネットワークの整備

環境情報システムの更新を行い、関係課をLANで接続するとともに、インターネットとも接続し、環境情報の効率的な利用を推進する。

付 録

平成9年度 環境関係当初予算（関連事業を含む）一覧

（単位：千円）

部 局 名	平成9年度	平成8年度	増 減
総 務 部	1,300,000	1,300,000	0
企 画 調 整 部	1,710	1,900	△190
生 活 文 化 部	18,152	24,058	△5,906
環 境 保 健 部	4,235,487	4,704,615	△469,128
商 工 部	3,184,618	3,989,675	△805,057
農 林 水 産 部	7,368,050	6,955,669	412,381
土 木 部	177,464,914	189,940,963	△12,476,049
建 築 部	55,819,045	52,975,067	2,843,978
企 業 局	950,996	2,610,383	△1,659,387
水 道 部	6,089,461	6,193,769	△104,308
教 育 委 員 会	968,724	875,544	93,180
公 安 委 員 会	2,061,890	2,467,382	△405,492
計	259,463,047	272,039,025	△12,575,978

豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

(単位：千円)

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
環境基本条例の推進	環境保健部	6,042	7,064	△1,022
環境総合計画の推進	環境保健部	900	4,600	△3,700
環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進(新規)	環境保健部	300	0	300
環境総合計画と各種計画との調整・連携(一部新規)	環境保健部	17,159	778	16,381
公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導	総務部	1,300,000	1,300,000	0
公害防止など環境保全関係法令に基づく規制・指導	環境保健部	40,625	42,177	△1,552
環境影響評価要綱の運用	環境保健部	8,911	10,337	△1,426
環境影響評価制度の充実	環境保健部	1,092	1,331	△239
関西国際空港環境監視機構の運営	環境保健部	9,204	10,436	△1,232
大阪湾圏域処理場整備事業に係る大阪府域環境保全協議会の運営	環境保健部	775	851	△76
環境総括責任者の設置促進	環境保健部	785	866	△81
自主的な環境管理・監査に向けての啓発、情報の提供	環境保健部	427	0	427
中小企業に対する公害防止資金の融資制度	環境保健部	565,108	629,283	△64,175
教員等の環境教育指導者としての養成、研修の実施	教育委員会	274	306	△32
地域や職場における環境学習リーダーの養成	環境保健部	842	935	△93
環境に関する関心や知識、活動の程度に応じた多様な啓発、研修の実施	環境保健部	3,600	4,000	△400
家庭、地域、職場など各分野の特性に応じた環境学習・実践活動「ロケ」ラム、視覚教材等の開発・作成・提供	環境保健部	2,191	3,007	△816
社会教育テレビ番組「現代を生きる」の活用	教育委員会	84,904	94,338	△9,434
啓発や学習、実践活動に必要な資材の提供	環境保健部	1,102	2,060	△958
各種月間行事、啓発、イベントに対する参加の促進	環境保健部	6,343	6,859	△516
効果的な環境教育手法等に関する調査研究	環境保健部	342	380	△38
市町村環境教育推進会議の運営	環境保健部	243	274	△31
豊かな環境づくり大阪府民会議の運営	環境保健部	1,675	1,870	△195
大阪府環境保全基金、大阪府みどりの基金の充実	環境保健部	5,540	5,600	△60
奨励制度の充実	環境保健部	1,491	1,766	△275
環境情報提供施設の拡充	環境保健部	9,988	10,021	△33
活動・交流のための地域拠点の整備	環境保健部	950	7,200	△6,250
発生源、環境質、府民意識及び影響モニタリングの充実	環境保健部	151,203	187,718	△36,515
データの一元的管理、検索・表示等の機能の強化	環境保健部	106,017	106,599	△582
環境情報コーナー等の充実	商工部	32,180	40,756	△8,576
環境白書等の作成	環境保健部	4,586	5,095	△509
試験研究体制の整備	環境保健部	79,370	88,320	△8,950
研究開発の推進	生活文化部	15,376	16,376	△1,000
研究開発の推進	商工部	113,448	126,097	△12,649
研究開発の推進	農林水産部	36,867	44,691	△7,824
成果の普及	商工部	16,129	16,129	0
環境の保全と創造に関する実証研究	環境保健部	12,880	13,388	△508
環境の保全と創造に関する実証研究	農林水産部	3,965	0	3,965
平成8年度終了事業		0	773,570	△773,570
豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 計		2,642,834	3,565,078	△922,244

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現

(単位：千円)

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
公用車への率先導入	環境保健部	80,790	53,766	27,024
民間事業者への助成・普及啓発	環境保健部	17,477	38,113	△20,636
低NOx車の普及促進	環境保健部	500	1,000	△500
輸送効率の向上	環境保健部	435	510	△75
輸送効率の向上	商工部	11,388	26,185	△14,797
物流拠点の整備	土木部	1,590,000	488,000	1,102,000
公共交通機関の整備及び利便性の向上	土木部	10,663,390	20,790,957	△10,127,567

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
自家用自動車の使用自粛	企画調整部	1,350	1,500	△150
交通の分散化や道路機能の分化の促進	土木部	42,398,681	46,454,000	△4,055,319
駐車場対策の推進	土木部	370,063	194,865	175,198
交通管制システムの整備	公安委員会	1,985,743	2,353,944	△368,201
道路情報提供装置の整備	土木部	60	112	△52
道路交通対策の検討	環境保健部	508	571	△63
土壌や光触媒を用いた大気直接浄化手法の実用化調査の実施	環境保健部	40,452	145,892	△105,240
ノーマイカーデーの実施	環境保健部	500	8,000	△7,500
ノーマイカーデーの実施	土木部	18,441	20,490	△2,049
大阪自動車公害対策推進会議を通じた啓発	環境保健部	5,371	5,641	△270
エコエナジー O S A K A の開催	環境保健部	8,500	8,500	0
大阪府自動車排気系酸化物微量削減計画策定協議会等の運営	環境保健部	4,544	6,036	△1,492
排出量の把握等	環境保健部	13,260	11,525	1,735
生活ゾーン規制による通過交通の排除	公安委員会	5,155	8,325	△3,170
速度規制	公安委員会	52,496	84,825	△32,129
大型車規制	公安委員会	2,759	4,407	△1,648
遮音壁・築堤の設置	土木部	100,000	511,000	△411,000
路面の改良（低騒音舗装の敷設、路面の補修）	土木部	640,000	711,000	△71,000
高架等の構造の改善（連続桁の採用、既設桁の連結等）	土木部	50,000	100,000	△50,000
騒音に係る環境基準達成状況調査方法マニュアルの作成（新規）	環境保健部	1,200	0	1,200
ごみ減量化・リサイクルアクションプログラムの実践啓発	環境保健部	8,000	8,896	△896
廃家電リサイクル事業の推進	環境保健部	3,780	4,200	△420
分別収集促進計画の推進、市町村の分別収集への支援	環境保健部	17,600	5,722	11,878
再生資源を使用した商品等の利用の促進	環境保健部	15,000	15,000	0
水道残渣の有効利用の推進	水道部	32,530	17,530	15,000
マニフェスト（管理票）システムの徹底	環境保健部	56,118	63,435	△7,317
特別管理産業廃棄物多量発生事業者における特別管理産業廃棄物の処理に関する要綱の運用	環境保健部	2,302	2,878	△376
市町村の一般廃棄物処理事業に関する技術的援助	環境保健部	400,248	751,372	△351,124
産業廃棄物処理施設の整備の促進	環境保健部	15,000	15,000	0
堺第7-3区埋立処分事業の推進	環境保健部	45,172	59,140	△13,968
フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）の促進	環境保健部	8,609	8,749	△140
ウェストデータバンクの充実	環境保健部	8,500	8,565	△65
大阪府産業廃棄物管理計画の改訂の検討	環境保健部	11,084	11,170	△86
廃棄物対策に係る公共関与のあり方の検討	環境保健部	838	948	△110
さんばいフォーラムの開催	環境保健部	665	665	0
工場・事業場の規制・指導	環境保健部	9,116	13,169	△4,053
地域冷暖房システムの導入促進	環境保健部	3,850	12,292	△8,442
光化学スモッグ緊急時措置	環境保健部	2,296	2,978	△682
浮遊粒子状物質総合対策の検討	環境保健部	1,831	1,831	0
クリーンエネルギー化の促進	環境保健部	6,300	7,000	△700
省エネルギー化の促進	商工部	1,473	1,508	△35
エネルギーの有効活用の促進	環境保健部	6,700	5,236	1,464
工場・事業場の規制・指導	環境保健部	3,037	3,375	△338
悪臭物質の排出抑制	環境保健部	595	682	△87
大気環境啓発事業の推進	環境保健部	1,530	3,200	△1,670
大気汚染常時監視	環境保健部	260,200	272,942	△12,742
定期的環境モニタリング（一部新規）	環境保健部	7,522	999	6,523
流域下水道事業の推進	土木部	75,790,794	74,017,119	1,773,675
公共下水道事業の推進（一部新規）	土木部	1,137,800	2,044,900	△907,100
合併処理浄化槽の設置促進	環境保健部	142,523	104,799	37,724
生活排水対策重点地域の指定	環境保健部	11,781	4,749	7,032
府民啓発の実施	環境保健部	3,286	5,858	△2,572

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
農業集落排水処理施設の設置促進	農林水産部	185,724	148,400	37,324
工場・事業場の排水規制・指導	環境保健部	25,627	26,107	△480
肥料の適正使用の促進	農林水産部	8,100	8,100	0
ゴルフ場等農薬対策	環境保健部	1,224	1,359	△135
ゴルフ場等農薬対策	農林水産部	792	792	0
上水道水源の水質保全対策	環境保健部	4,364	4,814	△450
瀬戸内海の環境保全に関する大阪府計画の推進	環境保健部	1,376	1,731	△355
COD総量削減計画の推進	環境保健部	1,732	3,034	△1,302
富栄養化防止対策の推進	環境保健部	8,751	8,776	△25
関連団体との協力	環境保健部	290	290	0
多自然型川づくり（自浄作用の向上等）の実施	土木部	665,000	950,000	△285,000
港湾等の浄化事業（堺北港船舶廃油処理、港内清掃事業）	土木部	89,016	99,165	△10,149
河川のしゅんせつ	土木部	70,000	268,000	△198,000
河川の清掃	土木部	3,300	3,300	0
船舶等廃油、流出油対策	土木部	7,684	9,296	△1,612
雨水の貯留浸透施設の設置	土木部	258,000	177,000	81,000
大和川流域の水環境保全（新規）	環境保健部	9,008	0	9,008
近木川水環境計画の策定（新規）	環境保健部	3,600	0	3,600
発生源テレメータの整備	環境保健部	96,908	72,840	24,068
公共用水域の水質測定計画の推進	環境保健部	215,718	224,431	△8,713
水質自動観測局による監視・測定	環境保健部	76,132	69,298	6,834
水質事故の監視	環境保健部	1,000	500	500
地下水の代替水の供給	水道部	5,819,589	6,086,526	△266,937
安全揚水量の解明	環境保健部	3,832	4,258	△426
地下水浄化手法の検討（新規）	環境保健部	2,313	0	2,313
地盤沈下の監視	環境保健部	17,553	19,434	△1,881
地下水質の監視	環境保健部	8,155	8,238	△83
土壌汚染概況調査	農林水産部	1,200	1,932	△732
規制・指導	環境保健部	2,387	2,789	△402
土地利用の適正化の促進	土木部	335,550	416,076	△80,526
大阪国際空港に係る航空機騒音の常時測定	環境保健部	9,960	10,394	△434
関西国際空港に係る航空機騒音の環境監視	環境保健部	4,500	5,000	△500
大阪国際空港周辺対策の推進	環境保健部	1,013,682	925,397	88,285
調査・研究の推進	環境保健部	5,000	6,700	△1,700
公害病認定患者死亡見舞金の支給	環境保健部	21,350	22,500	△1,150
公害医療研修事業への助成	環境保健部	1,350	1,500	△150
大気汚染による健康影響調査	環境保健部	9,111	9,236	△125
保健所における環境保健業務の実施	環境保健部	2,888	3,633	△745
水処理及び水質確保に関する研究	環境保健部	32,902	34,507	△1,605
母乳中の有機塩素系化合物の測定調査	環境保健部	1,835	1,835	0
食品、容器包装等のPCB汚染調査	環境保健部	1,118	1,161	△43
食品等の残留農薬に関する調査研究	環境保健部	16,068	9,038	7,030
環境汚染による健康影響等の監視体制の整備	環境保健部	109	194	△85
府・市町村公害苦情相談窓口	環境保健部	1,560	1,752	△192
府警察機関による公害関係事犯の検挙	公安委員会	15,737	16,081	△344
公害審査会の運営	環境保健部	732	1,051	△319
府有施設の整備における発生防止	建築部	1,200,520	754,020	446,500
中小企業低公害車購入資金特別融資	環境保健部	208,728	191,040	17,688
中小企業設備貸与	商工部	10,000	10,000	0
中小企業設備近代化資金融資	商工部	3,000,000	3,000,000	0
公害防止管理者等研修会の開催	環境保健部	50	55	△5
分析手法の開発	環境保健部	6,091	6,213	△122

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
リスクアセスメント手法の検討	環境保健部	342	380	△38
平成8年度終了事業		0	22,222	△22,222
府民が健康で豊かな生活を享受できる社会の実現 計		149,566,701	163,155,866	△13,589,165

自然と共生する豊かな環境の創造

(単位：千円)

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
鳥獣保護区等の設定	農林水産部	624	760	△136
傷病野生鳥獣の救護	農林水産部	2,221	2,221	0
鳥獣保護思想の普及啓発	農林水産部	7,433	7,385	48
オオサンショウウオ・イセンバラ・アモト'キ等の保護	農林水産部	2,112	2,246	△134
府域の野生動物の分布、生息・生育状況の把握（大阪府種の多様性調査）	農林水産部	10,401	12,207	△1,806
希少な野生動植物の保護（新規）	農林水産部	6,250	0	6,250
環境共生住宅市街地モデル事業の推進	建築部	15,388	4,794	10,594
自然環境保全地域の指定と保全	農林水産部	3,668	3,668	0
緑地環境保全地域の指定と保全	農林水産部	5,171	4,890	281
和泉葛城山ブナ林の保全	農林水産部	4,225	4,937	△712
府下の天然記念物等の保護増殖	教育委員会	1,000	0	1,000
長松自然海岸保全地区及び小島自然海岸保全地区の保全・整備	環境保健部	2,495	2,545	△50
保安林の保全・管理	農林水産部	7,267	8,330	△1,072
国定公園区域の保全	農林水産部	4,200	0	4,200
自然環境保全指導員制度の運用	農林水産部	13,038	15,745	△2,707
森林保全員制度の運用	農林水産部	12,057	11,832	225
森林造成事業の推進	農林水産部	212,308	213,772	△1,464
治山事業の推進	農林水産部	1,395,213	1,417,630	△22,417
森林景観保全整備事業の推進	農林水産部	40,815	36,434	4,381
保安林整備緊急対策事業の推進	農林水産部	60,319	62,600	△2,281
間伐の促進	農林水産部	6,908	8,634	△1,726
鎮守の森整備事業の推進	農林水産部	9,310	13,300	△3,990
広域農業公園「愛農遊農いこいのさと」構想の推進	農林水産部	3,339	4,425	△1,086
農空間整備事業の推進	農林水産部	18,200	28,000	△9,800
府民牧場の整備	農林水産部	547,400	5,609	541,791
水と緑豊かな溪流砂防事業の推進	土木部	660,000	555,000	105,000
砂防環境整備事業の推進	土木部	36,000	30,000	6,000
河川水質の保全	環境保健部	167	185	△18
「河川水辺の国勢調査」の充実	土木部	900	1,000	△100
ダム湖周辺整備の推進	土木部	18,900	27,000	△8,100
いきいき水路モデル事業の推進	農林水産部	714,489	713,901	588
オアシス整備事業の推進	農林水産部	618,362	701,695	△83,333
地域総合オアシス整備事業の推進	農林水産部	602,729	352,168	250,561
なぎさ保全創造事業の推進	農林水産部	200,000	200,000	0
漁場保全対策事業の推進	農林水産部	23,600	24,000	△400
魚礁の設置	農林水産部	106,595	106,819	△224
自然調和型漁港推進事業の推進	農林水産部	158,000	250,000	△92,000
空港周辺海域整備事業の推進	農林水産部	10,100	11,237	△1,137
自然公園整備・管理・運営事業の推進	農林水産部	84,030	215,992	△131,962
府民の森利用促進・管理・運営事業の推進	農林水産部	720,434	921,285	△200,851
府民の森パークレンジャーの活用	農林水産部	1,998	2,220	△222
森林クリーンアップの推進（一部新規）	農林水産部	5,757	4,360	1,397
金剛生駒紀泉国定公園拡大地域の整備（新規）	農林水産部	369,637	0	369,637
府立自然公園構想の推進	農林水産部	900	1,000	△100
森林利用施設の整備・管理	農林水産部	252,759	293,329	△40,570

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
長距離自然歩道の整備（一部新規）	農林水産部	40,374	87,149	△46,775
府民参加の森づくり事業の推進	農林水産部	15,060	17,311	△2,251
森林林業教育実施事業の推進	農林水産部	1,150	1,150	0
河川環境整備事業の推進	土木部	4,808,000	4,187,000	621,000
ふるさとの川整備事業の推進	土木部	2,447,000	1,949,000	498,000
魚に親しむ川づくりの推進	農林水産部	1,398	2,864	△1,466
魚とふれあえる水辺の整備	農林水産部	408	564	△156
水質保全啓発活動の推進	環境保健部	3,331	4,750	△1,419
ふるさと砂防事業の促進	土木部	140,000	120,000	20,000
二色の浜環境整備事業の推進	企業局	327,707	517,801	△190,094
ふれあい漁港漁村整備事業の推進	農林水産部	308,000	375,000	△67,000
海岸愛護月間による啓発	土木部	891	975	△84
(財)大阪みどりのトラスト協会事業の展開	農林水産部	97,844	99,291	△1,447
緑化・森林づくり情報の収集・提供（新規）	農林水産部	1,724	0	1,724
活動に対する技術的な指導・助言	農林水産部	255	425	△170
みどりの人材銀行運営事業の推進	農林水産部	1,660	1,660	0
緑の少年団育成事業の推進	農林水産部	1,000	1,000	0
平成8年度終了事業		0	505,420	△505,420
自然と共生する豊かな環境の創造 計		15,172,521	14,154,524	1,017,997

文化と伝統の香り高い環境の創造

(単位：千円)

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
健康と生きがいを支える府営公園の整備	土木部	15,098,728	18,419,733	△3,321,005
庁舎・府営住宅の緑化	建築部	1,105,911	1,194,982	△89,071
緑化樹配付事業の推進	農林水産部	186,237	221,143	△34,906
民間施設緑化推進事業の推進	農林水産部	85,075	126,000	△40,925
緑化支援隊による緑化の推進	農林水産部	38,275	48,750	△10,475
大阪施設緑化賞（みどりの景観賞）	建築部	1,000	3,000	△2,000
緑化運動の推進（一部新規）	農林水産部	11,430	2,530	8,900
緑化センターの活用	農林水産部	99,643	95,857	3,786
治水緑地の整備	土木部	10,200,000	8,094,000	2,106,000
河川再生事業の推進	土木部	285,000	105,000	180,000
地域交流拠点（水辺プラザ）の整備	土木部	30,000	30,000	0
河川浄化事業	土木部	821,000	709,000	112,000
スーパー堤防の整備	土木部	347,000	340,000	7,000
南大阪湾岸整備事業の推進	企業局	604,953	2,063,582	△1,458,629
港湾環境整備事業の推進	土木部	310,000	310,000	0
エコポート（環境と共生する港湾）の推進	土木部	30,000	10,000	20,000
埋立地の活用	環境保健部	22,880	24,000	△1,120
歩行者用道路の整備	土木部	5,095,000	4,524,000	571,000
サイクリング・ロードの整備	土木部	500,000	350,000	150,000
休憩場・案内標識の設置	土木部	390,000	623,000	△233,000
透水性歩道の整備	土木部	90,000	130,000	△40,000
電線類の地中化の促進	土木部	580,000	776,450	△196,450
放置自転車解消のための広報・啓発	土木部	16,391	20,212	△3,821
府営住宅の整備	建築部	53,088,905	50,632,605	2,456,300
地区計画・総合設計制度等の活用	建築部	8,178	9,087	△909
建築協定制度の活用	建築部	1,280	1,280	0
密集住宅市街地整備促進事業	建築部	243,395	161,066	82,329
景観を損なう屋外広告物の指導、撤去	土木部	18,166	22,467	△4,301
大阪都市景観建築賞	建築部	1,500	1,500	0

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
まちづくり功労者の表彰	土木部	500	850	△350
まちづくり功労者の表彰	建築部	500	850	△350
マスター・アーク方式による魅力あるまちなみ形成の推進	企業局	18,336	29,000	△10,664
美化運動の支援	土木部	9,600	9,600	0
史跡等、公有化整備事業への助成	教育委員会	293,433	196,768	96,665
埋蔵文化財の保全及び調査	教育委員会	42,126	30,052	12,074
歴史街道の整備	企画調整部	360	400	△40
歴史のみち・歴史をめぐる遊歩道整備事業の推進	土木部	60,000	60,000	0
ウォーキング・トレイル事業の推進	土木部	52,500	57,500	△5,000
府立博物館の運営	教育委員会	524,082	537,565	△13,483
日本民家集落博物館への支援	教育委員会	18,000	9,250	8,750
狭山池ダム資料館（仮称）の建設	土木部	638,000	0	638,000
歴史情報の提供	教育委員会	3,239	3,599	△360
文化財指導員による指導	教育委員会	1,666	1,666	0
平成8年度終了事業		0	174,004	△174,004
文化と伝統の香り高い環境の創造 計		90,972,289	90,160,348	811,941

地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造

(単位：千円)

項 目 名	部局名	9 予算	8 予算	増 減
豊かな環境づくり大阪行動計画（地球環境を守る大阪府民のローカルアクション'エンタ'21）の策定・推進	環境保健部	850	0	850
環境教育の推進	環境保健部	515	0	515
地球環境関西フォーラムへの参画	環境保健部	300	300	0
大阪府省資源運動推進会議	生活文化部	311	595	△284
温室効果ガス等モニタリング調査等の実施	環境保健部	609	676	△67
大阪府フロン対策協議会の設置・運営	環境保健部	1,890	7,126	△5,236
府有建築物の環境整備	建築部	126,000	180,000	△54,000
酸性雨のメカニズムの研究	環境保健部	1,496	1,657	△161
UNEP（国連環境計画）国際環境技術センターへの支援	環境保健部	41,269	41,645	△376
国際エメックスセンターへの支援	環境保健部	990	0	990
海外友好提携都市との交流・協力	環境保健部	1,368	1,216	152
環境保全技術のデータベース化	環境保健部	18,191	18,600	△409
地球環境問題に関する研究体制の整備	環境保健部	700	865	△165
(財)地球環境産業技術研究機構との連携	環境保健部	23,144	23,249	△105
省資源・省エネルギー型ライフスタイルの確立に向けた取組	生活文化部	2,465	2,517	△52
エコエネルギー都市・大阪計画の検討（新規）	環境保健部	29,618	0	29,618
太陽光発電システム、太陽熱利用の普及・導入促進	環境保健部	1,617	52,800	△51,183
上水圧力エネルギーの活用	水道部	237,342	89,713	147,629
環境共生住宅の促進	建築部	26,468	31,379	△4,911
公共輸送機関の整備、充実	土木部	593,559	550,396	43,163
平成8年度終了事業		0	475	△475
地球環境の保全に資する環境に優しい社会の創造 計		1,108,702	1,003,209	105,493

合 計		259,463,047	272,039,025	△12,575,978
-----	--	-------------	-------------	-------------